



「生きる」を支えるくらしきプラン

倉敷市自殺対策基本計画（第2期）

令和3年3月

倉敷市

「生きる」を支える倉敷を目指して



我が国においては、自殺による死亡者数が依然2万人を超える水準で推移し、いまだ自殺が重大な社会問題となっています。本市においても、年間60人以上の方が自ら尊い命を絶つという大変悲しい状況が続いています。

自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合った結果による、追い込まれた末の死です。そのため、自殺を個人の問題としてではなく、その多くが防ぐことのできる社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた相談・支援体制の整備など、生きることを支えるための社会的な取組の充実が求められています。

そのような中、本市では、平成24年度から、「自殺」、「虐待」、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」等の課題に総合的に取り組むために、倉敷市「生きる支援」推進本部を立ち上げ、市民の命を守る施策を推進しております。

さらに、市民一人ひとりがかけがえのない命を大切にし、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、平成26年に倉敷市自殺対策基本条例を制定し、本市の自殺対策を具体的に推進するため、倉敷市自殺対策基本計画を策定いたしました。

今回策定いたしました「倉敷市自殺対策基本計画（第2期）」は、第1期計画を踏まえ、市を挙げて取り組むべき計画を定めたものとなっております。

今後、本計画を実効性のあるものとするために、行政をはじめ、関係機関の方々との連携のもと、市民の皆様の自殺に対する理解と、一人ひとりの取組が不可欠と考えております。誰もが困った時には、「助けてといえるまち」「助け合えるまち」を目指して、一層の御支援、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、策定のために、熱心に審議、検討をいただきました「倉敷市自殺対策基本計画（第2期）審議会」の委員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

倉敷市長 伊 東 香 織

◆ 目 次 ◆

第1章 自殺対策の概要と計画策定の趣旨

- 1 国の自殺総合対策の基本理念・基本認識・基本方針・・・・・・・・・・ 1
- 2 倉敷市における自殺対策の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 倉敷市の自殺の現状

- 1 厚生労働省統計・警察庁統計から分かる現状・・・・・・・・・・ 4
- 2 自殺未遂者に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 「倉敷市民の心の健康に関する統計」から分かる現状・・・・・・・・ 9

第3章 倉敷市自殺対策基本計画（第1期）の取組

- 1 取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 これまでの自殺対策のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 計画の指標・達成値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 重点的な取組の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第4章 倉敷市自殺対策基本計画（第2期）の目的・基本理念等

- 1 目的・基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 計画の指標・目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 計画の推進体制と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第5章 倉敷市自殺対策の体系

- 1 地域自殺対策政策パッケージに基づいた体系・・・・・・・・・・ 23
- 2 対応の段階に応じた体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第6章 施策の推進（基本施策・重点施策・生きる支援施策）

- 1 基本施策としての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・・・ 25
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・ 25
 - (3) 市民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (4) 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・ 26
 - (5) 援助希求力を高めるための支援・・・・・・・・・・ 28

- 2 重点施策としての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - ・子ども・若者への支援の強化
 - ～児童生徒・大学生・10～30歳代の有職者と無職者等～
 - ・勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進 ～中高年～
 - ・高齢者への支援の強化
 - ・被災者等への心のケア

- 3 生きる支援施策としての具体的な取組・・・・・・・・・・ 30
 - (1) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す・・・・・・・・ 30
 - (2) 自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する・・・・ 31
 - (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る・・・・ 31
 - (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する・・・・ 33
 - (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする・・・・ 34
 - (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる・・・・・・・・・・ 35
 - (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ・・・・・・・・・・ 37
 - (8) 遺された人への支援を充実する・・・・・・・・・・ 38
 - (9) 民間団体との連携を強化する・・・・・・・・・・ 39
 - (10) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する・・・・・・・・ 39
 - (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する・・・・・・・・ 40

- 4 令和3年度～7年度の重点的な取組・・・・・・・・・・ 41

— 参考資料 —

1	自殺対策基本法	43
2	倉敷市自殺対策基本条例	48
3	倉敷市自殺対策基本計画審議会条例	53
4	倉敷市自殺対策基本計画(第2期)審議会委員名簿	54
5	倉敷市自殺対策ネットワーク会議設置要領	55

コラム ～ 倉敷市の強み① ～

生きる支援



本市では、市民の皆さんが安心して生活できるよう、生涯を通じた生活全般に係る行政サービスを「生きる支援」と位置づけ、「自殺」、「虐待」、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」をはじめとする様々な課題に対し取組を行っています。

そのような中、平成30年7月の西日本豪雨での被災、令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響による健康や経済・生活、家庭等の様々な問題に対し、関係機関と連携し支援しています。

今後も予測不能な出来事が危惧されますが、引き続き、市民の皆さんの生きる力を支え、市役所全庁横断的に「いつでも、どこでも、誰でもが対応できる」支援となるよう努めていきます。

- ★「生きる支援」への総合的な対応、全職員一丸となった取組に向けて、対応を推進する全庁連携組織を設置しています。
- 市長をトップとすることで、部局を超えて広く総合的な対応を迅速に図ることが可能となります。



民・官ネットワーク力

倉敷市自殺対策ネットワーク会議は、庁内（26課）及び議会をはじめ、警察や法曹関係、経済労働関係団体や医療福祉関係、地区組織等関係機関（16機関）との連携強化を図り、自殺対策基本計画を推進するために設置されています。

「自殺対策は生きることの包括的な支援である」ことを認識し、庁内及び関係機関が連携し、必要とする人が必要な支援につながるよう取り組んでいます。



第1章 自殺対策の概要と計画策定の趣旨

1 国の自殺総合対策の基本理念・基本認識・基本方針

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準が続いていました。このような状況の下、平成18年10月、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することによって、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族などに対する支援の充実を図るため、「自殺対策基本法」が施行されました。平成19年6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として、「自殺総合対策大綱」が策定されました。

さらに、平成28年4月「自殺対策基本法」の改正や自殺の実態を踏まえ、平成29年7月新たな「自殺総合対策大綱」が策定されました。自殺対策の本質が「生きることの包括的な支援」であることが改めて確認され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指した基本理念や基本認識、基本方針等が示されました。

自殺総合対策大綱の概要

(1) 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

(2) 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ・地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

(3) 自殺対策の基本方針

ア 生きることの包括的な支援として推進

自殺対策は「生きることの阻害要因（失業や多重債務、生活苦等）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する。

イ 関連施策との有機的な連携の強化による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。そのために、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し取り組む。

ウ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行う。

エ 実践と啓発を両輪とした推進

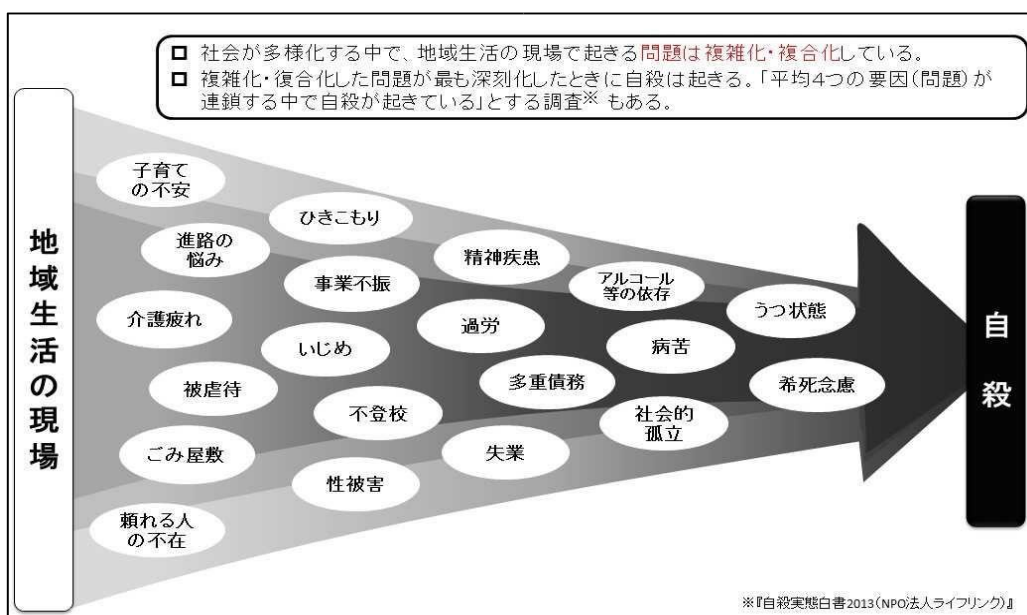
自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるよう普及啓発を行う。

オ 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築する。

これらに基づき、地方公共団体・関係団体・民間団体等による様々な取組の結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。しかし、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はまだまだ続いているといえます。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ▶ 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ▶ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ▶ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- ▶ 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- ▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

出典：厚生労働省ホームページ

2 倉敷市における自殺対策の経過

本市においては、平成21年に自殺者数がピークとなり、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等に沿って、平成21年6月に「倉敷市自殺対策連絡会議」を設置しました。庁内及び関係機関とのネットワーク強化や効果的な自殺対策の展開に向けて協議を重ね、様々な自殺予防に向けた取組を積極的に実施してきました。

平成24年8月に「自殺」、「虐待」、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」等の課題に総合的に取り組むために、倉敷市「生きる支援」推進本部を立ち上げ、市民の命を守る施策を推進しました。

さらに、市民一人ひとりがかけがえのない命を大切に、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に、平成26年12月「倉敷市自殺対策基本条例」を制定しました。自殺対策の具体的な推進のため、平成28年2月「倉敷市自殺対策基本計画」を策定し取り組んできました。

今回、第1期倉敷市自殺対策基本計画の検証及び国の動向を踏まえ、本市の自殺対策を総合的に推進するため、「倉敷市自殺対策基本計画（第2期）」を策定し、新たな自殺対策の指針とします。



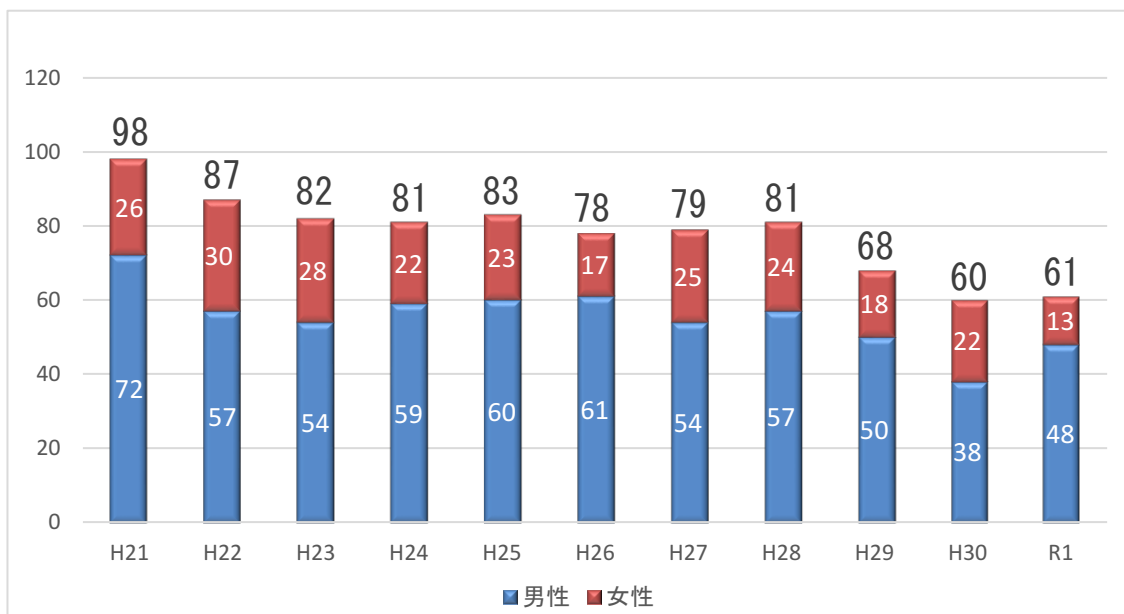
第2章 倉敷市の自殺の現状

1 厚生労働省統計・警察庁統計から分かる現状

(1) 自殺者数・男女別自殺者数の推移（経年推移：市）

平成21年の98人をピークに、その後は徐々に減少傾向となっています。

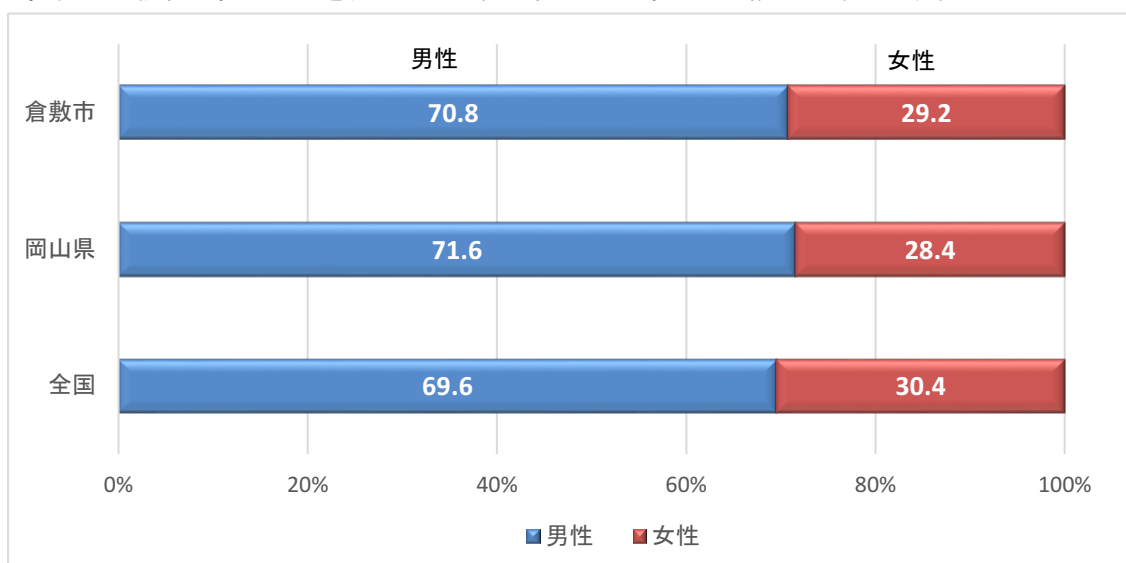
（単位：人）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 男女別割合（平成27年～令和元年の5年間の累計：国・県・市）

男性の自殺者が約70%を占めており、全国や岡山県と同じ傾向にあります。



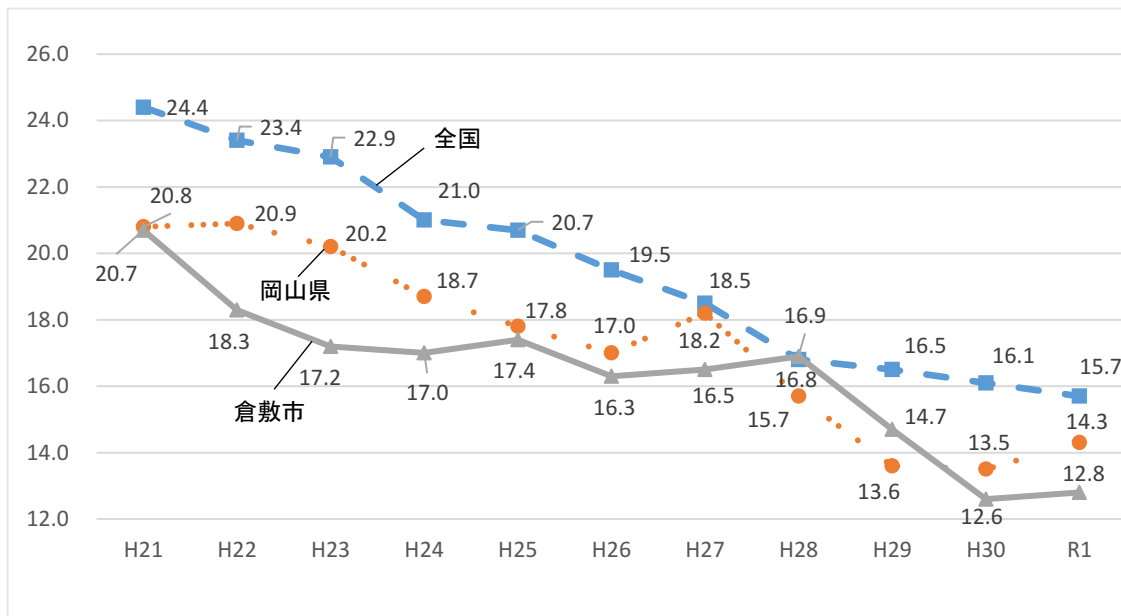
資料：人口動態統計（厚生労働省）より倉敷市保健所作成

第2章 倉敷市の自殺の現状

(3) 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移（経年推移：国・県・市）

自殺死亡率は、全国と比較すると低い状況が続いています。

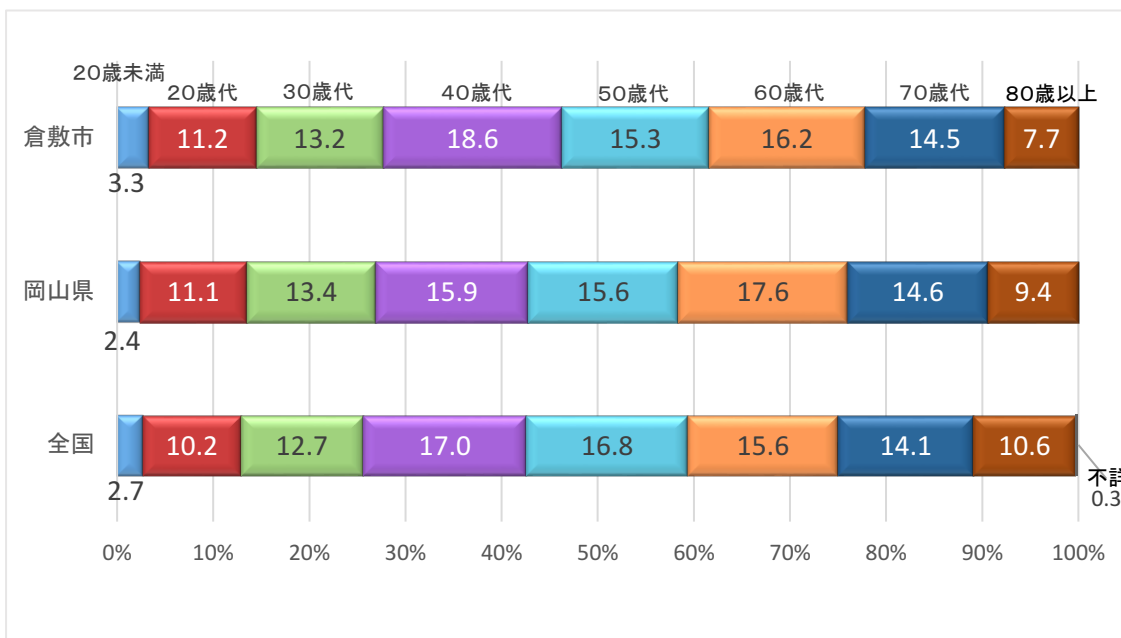
（単位：人口10万人対）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

(4) 年代別割合（平成27年～令和元年の5年間の累計：国・県・市）

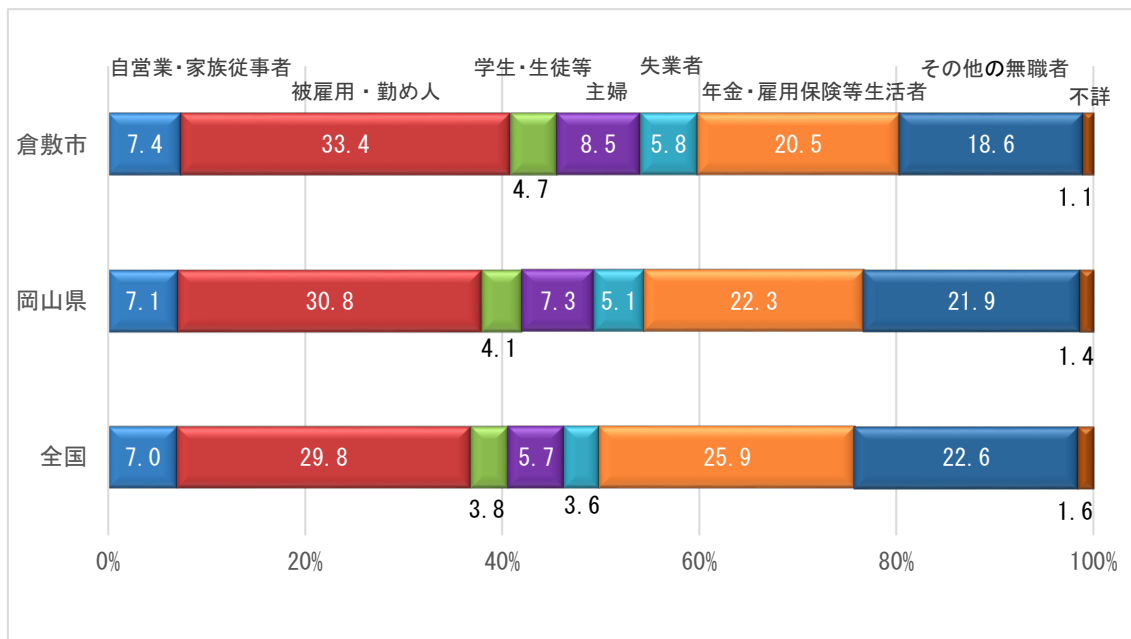
自殺者の年代別割合は、全国や岡山県と同じ傾向にあります。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（警察庁）

(5) 職業別割合（平成27年～令和元年の5年間の累計：国・県・市）

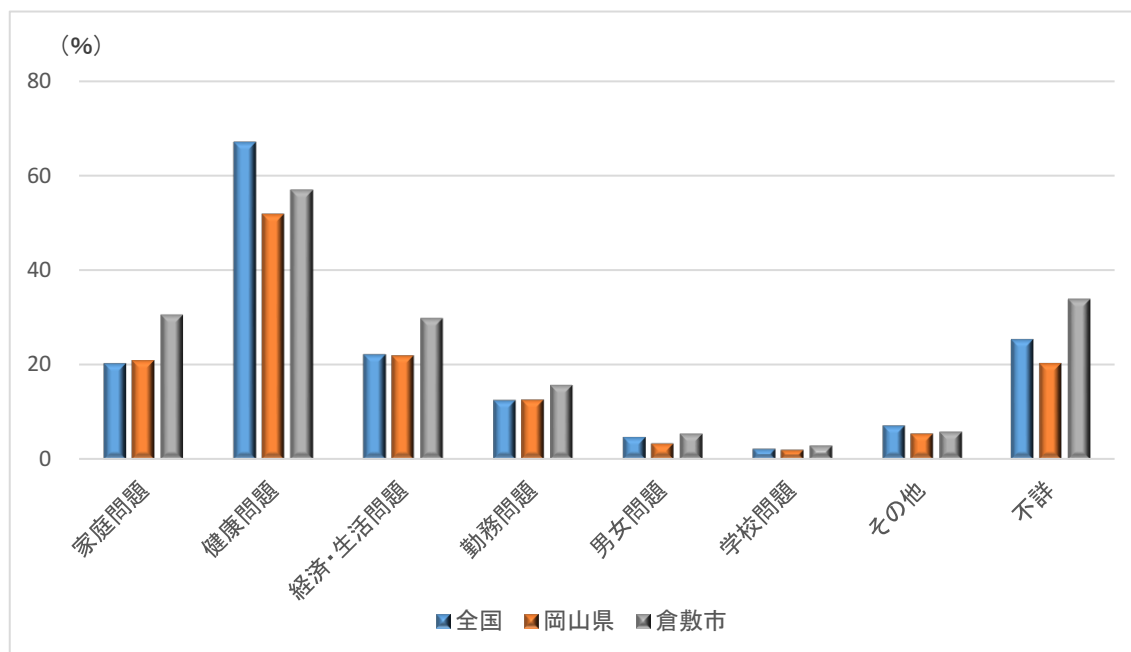
①被雇用・勤め人 ②年金・雇用保険等生活者 ③その他の無職者の順に占める割合が高くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（警察庁）

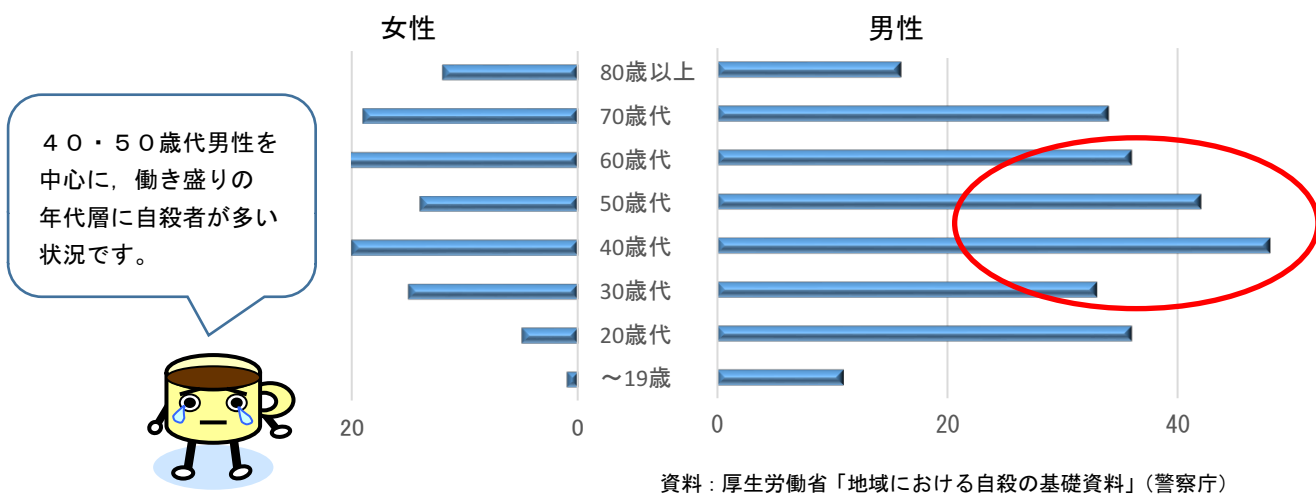
(6) 原因・動機別割合（平成27年～令和元年の5年間の累計：国・県・市）

①健康問題 ②家庭問題 ③経済・生活問題の順になっています。（不詳を除く）

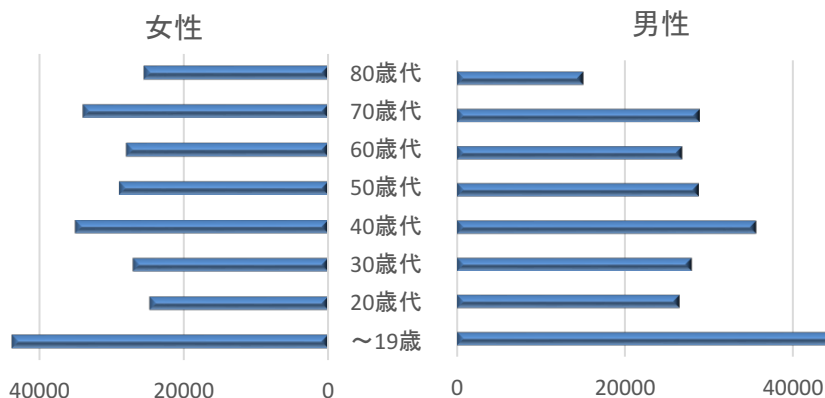


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（警察庁）

(7) 年齢別・男女別自殺者数（平成27年～令和元年の5年間の累計：市）



※参考（倉敷市年齢別・男女別人口 住民基本台帳人口 令和元年9月末日現在）



(8) 年代別死因順位（平成26年～30年の5年間の累計：市）

	1位	2位	3位
10歳代	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20歳代	自殺	不慮の事故	悪性新生物
30歳代	自殺	悪性新生物	不慮の事故
40歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
50歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
80歳代	悪性新生物	心疾患	肺炎

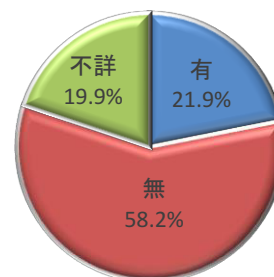
資料：人口動態統計（厚生労働省）より倉敷市保健所作成

* 10～30歳代の死因の第1位が自殺となっています。

2 自殺未遂者に関する現状

(1) 自殺者の自殺未遂歴（平成27年～令和元年の5年間の累計：市）

自殺未遂歴	(人)	(%)
有	80	21.9
無	213	58.2
不詳	73	19.9



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（警察庁）

(2) 倉敷市自殺未遂者支援事業について（※P27に関連記事あり）

自殺未遂者又はその家族に対し、倉敷市保健所が積極的に介入して適切な支援を行うことにより、再度の自殺企図防止を目的として実施しています。

（対象者の状況）

●対象者数（平成24年度～令和元年度）

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
男性	4	0	3	1	2	1	2	0	13
女性	1	2	2	5	2	1	0	1	14

・自殺未遂歴有り：13人/27人中 ・介入していた機関があった自殺未遂者：14人/27人中

●自殺未遂に至った要因（平成24年度～令和元年度） ※複数の要因掲載あり

家族問題	健康問題	経済問題	住居問題	その他 (就労・対人関係・学業等)
22	22	12	7	17

（現状と課題）

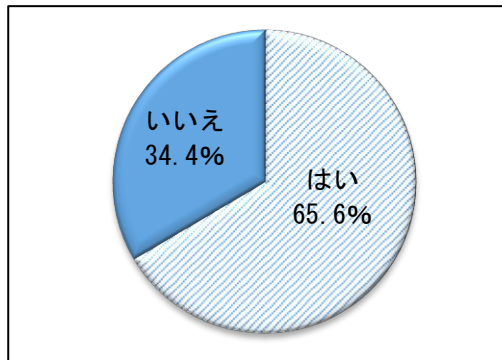
自殺者全体の約2割に自殺未遂歴がありました。また、平成24年度～令和元年度の本市における自殺未遂者支援事業の対象者は27人で、あらゆる年代に渡り、男女の数はほぼ同数でした。全体の48.1%に複数回の自殺未遂歴があり、51.9%に支援機関の介入がありました。自殺企図に至った要因をみると、家族関係、精神的なものを含めた健康問題、経済問題等複数の問題を抱えていました。

自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外の者に比べて著しく高いことが分かっており、自殺者を減少させるための課題の1つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、精神科医等専門家によるケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への重層的・包括的な支援が必要です。また、医療機関と行政だけでなく、警察や消防も含め、有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関につなぐためのネットワークづくりが重要です。

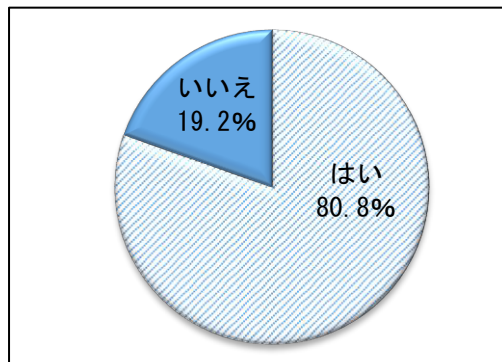
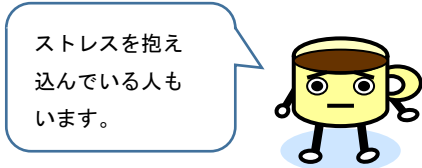
3 「倉敷市民の心の健康に関する統計」から分かる現状

倉敷市民の心の健康に関する統計

★ストレスをうまく解消できていますか。
 (令和元年12月 市民モニターアンケート
 結果)



★あなたは悩み事や心配などでストレスを抱えたときに身近に相談する人がいますか。
 (令和2年4月 市民モニターアンケート
 結果)



自殺に関する統計について

本市の自殺の統計資料は、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁統計に基づき厚生労働省自殺対策推進室が作成する「地域における自殺の基礎資料」を参考に集計・分析等を行っています。各統計資料は下記のとおり捉え方に違いがあり、公表される自殺者数も異なってきます。本市では、自殺者数の経年変化や他市との比較、公的な自殺者数等の公表には人口動態統計(確定数)を用いており、自殺の分析等を行う際には「地域における自殺の基礎資料」を利用しています。

	厚生労働省 人口動態統計	「地域における自殺の基礎資料」 (警察庁自殺統計)
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	死亡時点	自殺死体発見時点
事務手続き上の差異	死亡診断書等で自殺が明確でない場合は、自殺以外で処理される。	発見時には自殺が明確でない場合でも、その後の調査で判明した場合はその時点で計上される。
自殺者数	住居地(自殺者の居住のあった場所)で集計	発見地(自殺死体が発見された場所)と住居地(自殺者の居住があった場所)の2通りで集計
統計の利用方法	自殺死亡者数や自殺死亡率の年次推移を分析するため使用	自殺死亡者の職業、原因・動機などの分析をするため使用

※本市では、自殺日・住居地ベースを利用



第3章 倉敷市自殺対策基本計画（第1期）の取組

倉敷市自殺対策基本条例に基づき、第1期倉敷市自殺対策基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、以下の項目を自殺対策の指針として推進しました。

1 取組内容

（1）自殺に関する調査及び研究

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、厚生労働省・警察庁が作成・公表している統計を活用し、倉敷市の自殺の現状を分析しました。

分析結果を含む自殺対策に関する情報の提供等を行うことにより、自殺の実態を踏まえた対策の推進につながりました。

（2）自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを市民一人ひとりが理解し、自分の周囲にいるかもしれない自殺を考えている人のゲートキーパーとなれるよう、その重要性を周知しました。

自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせ、各種メディアや各地区において啓発を行うとともに、「生きるを支えるフォーラム」を通して、自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及を図りました。

また、児童生徒の自殺予防に資するため、各種相談カードを配布したり、「教育相談週間」や「いじめについて考える週間」を設けました。併せて、不登校、ひきこもり傾向の中高生を対象とした「居場所事業」を開設しました。

（3）自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成・育成しました。市職員をはじめ、地区組織に加え、民間企業の新入職員や高校生・大学生等若い世代にゲートキーパー養成研修を行いました（平成21年～令和元年度実績：467回、23,803人）。

医師会においては「かかりつけ医等心の対応力向上研修会」、教職員に対しては「学校カウンセリング研修講座」「いじめ問題研修講座」「生徒指導に関する講演会」等研修や講座を開催し、対応力の向上や人材の育成に取り組みしました。

（４）心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等心の健康の保持・増進のための職場、地域、学校における体制整備及び充実を図りました。

地域における心の健康づくり推進体制の整備として、くらしき心ほっとサポーターの養成・育成を行うとともに、心の健康づくりに関する健康教育等を実施しました。また、電話・面接・訪問等で心の健康に関する相談に対応しました。

職場における心の健康づくり推進体制の整備として、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」やストレスチェック制度の周知を行い、心の不調や不安に悩む働く方等が相談につながりやすい体制をつくりました。

学校における心の健康づくり推進体制の整備として、「スクールカウンセラー配置事業（国、県、市）」で小・中・高・特別支援学校及び適応指導教室へスクールカウンセラーを配置したり、不登校保護者の集いを実施しました。また、各種相談員の資質向上に努めました。

併せて、不登校、ひきこもり支援の関係機関で「メンタルほっとラインネットワーク会議」を開催し、支援状況等の共有を行い、連携した支援を行いました。

また、本市は平成30年7月の西日本豪雨によって多くの被害を受けました。被災者は様々なストレス要因を抱えており、生活再建等の復興関連施策に加えて、孤立防止や心のケアを行ってきました。

（５）適切な精神科医療が受けられる体制の整備

うつ病等自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、精神科医療につなぐ取組に併せ、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう医療機関と連携を図り体制の整備に努めました。

医師会においては「かかりつけ医等心の対応力向上研修会」を開催し、対応力の向上に努めました。保健所においては、精神科医による専門相談を実施し、本人・家族の相談に対応するとともに必要な情報提供を行い、問題解決や早期治療につなげました。また、医療を中心とする専門職で構成する多職種チームによるアウトリーチを活用し、医療につながりにくい人への支援を行いました。

（６）自殺防止のための社会的取組の強化

社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援によって自殺を防止する取組を強化しました。

倉敷市「生きる支援」ポータルサイト等で相談窓口を紹介するとともに、庁内及び関係機関・団体と協力し、相談窓口カードの設置・配布を行いました（平成27年～令和元年度実績：152,896枚）。

また、生活困窮者や失業者、障がい者や高齢者、いじめ等子どもの悩みについて各種相談窓口を開設しました。

（7）自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化

自殺未遂者支援事業において、再度の自殺企図防止に向け、関係機関と連携し、本人や家族の支援を行いました。

また、自殺未遂者支援事業評価会議では、救急医療機関・精神科医療機関・弁護士・司法書士等の専門機関・専門職と支援中の個別事例について進捗管理を行うとともに、より効果的な事業とするための評価を行いました。

また、市内救急医療機関及び精神科医療機関等のスタッフが、自殺未遂者への理解を深め、現場の現状や課題等を共有し、適切なケアの実践について検討するとともに、支援者間の連携体制の構築を図ることを目的に情報交換会を開催しました。

（8）自死遺族等に対する支援

自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人等に対するケアを行うとともに、必要な情報提供を行うなど、支援に努めました。

遺族等の身近な人からの相談に対応するとともに、備中保健所で開催されている自死遺族の会（わかちあいの会）について、広報や市ホームページに掲載しました。さらに、チラシを窓口に設置し周知を図りました。

（9）自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

自殺対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠となっているため、当該活動に対する支援を行いました。

地域の愛育委員会、民生委員・児童委員協議会、栄養改善協議会、市内大学等学校や岡山県産業看護部会等民間団体との連携強化を図るとともに、庁内自殺対策ネットワーク会議を年1回、庁内外自殺対策ネットワーク会議を年2回開催し、庁内及び関係機関との連携強化を図り、自殺対策を推進しました。

2 これまでの自殺対策のまとめ

倉敷市自殺対策基本計画に基づき、倉敷市自殺対策ネットワーク会議を中心に、自殺対策をより具体的に推進しました。

倉敷市自殺対策基本計画の重点的な取組であるゲートキーパーの周知と養成の促進について、地域住民や関係団体に幅広く働きかけを行いました。特に、若い世代や自殺者の多い30歳代～60歳代男性に焦点を当て、高校生・大学生、民間企業の新入職員や働き盛り世代へゲートキーパー養成研修を行うなど、実施対象の広がりがありました。

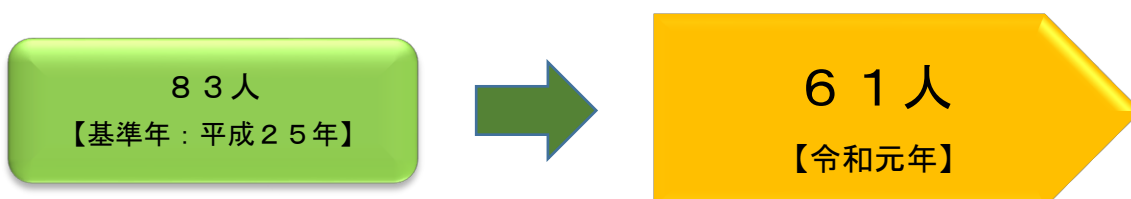
自殺防止につながる様々な社会的支援が庁内及び関係機関によって行われており、それぞれの取組の共有と更なる連携の強化が必要です。

3 計画の指標・達成値

(1) 自殺者数の減少

平成28年まで自殺者数が、80人前後で推移している状況の中で、令和元年の自殺者数は61人となっています。更なる減少を目指した取組が必要です。

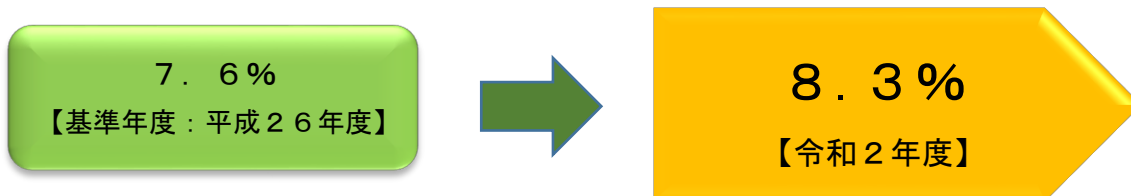
※評価は、令和2年に得られる最新データを基に行います。



(2) ゲートキーパーを知っている人の増加

ゲートキーパー養成研修を継続して実施し、ゲートキーパーの名前も活動も知っているという人の割合に若干の増加はあったものの、つなぎ・支える地域づくりを目指し、認知度を高める取組の強化が必要です。

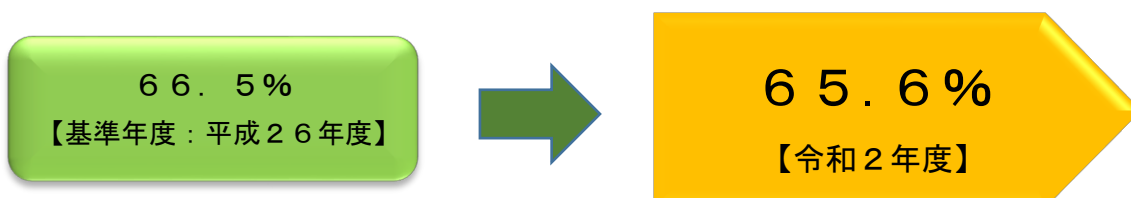
【参考となる指標】 市民モニターアンケート調査



(3) ストレスをうまく解消できていると思う人の増加

自分のストレスに気づき、自分にあった対処法を持つことや相談できる人や場を持つなど、うまく解消できる人の割合の増加を目指しました。基準年度に比べ若干の減少が見られることから、更なる取組が必要です。

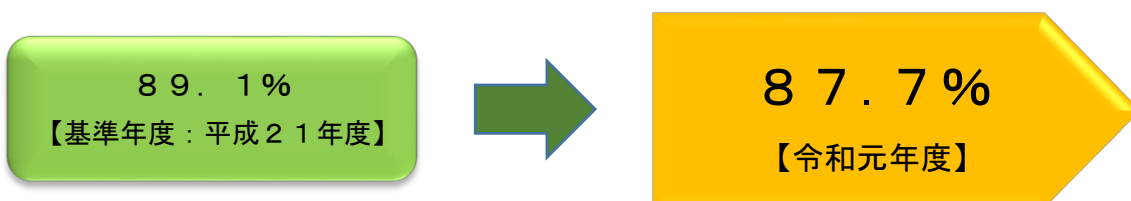
【参考となる指標】 市民モニターアンケート調査



（4）困った時、悩みがある時に相談する人がいると答えた子どもの増加

「困った時、悩みがある時に相談する人がいる」と回答する子どもの割合の増加を目指しました。基準年度に比べ減少しており、多感な思春期に自らの悩みについては相談のしづらさがあるとも考えられますが、援助希求力の向上を目指す取組の強化が必要です。

【参考となる指標】倉敷市第六次総合計画より、小学校・中学校の児童生徒アンケート調査

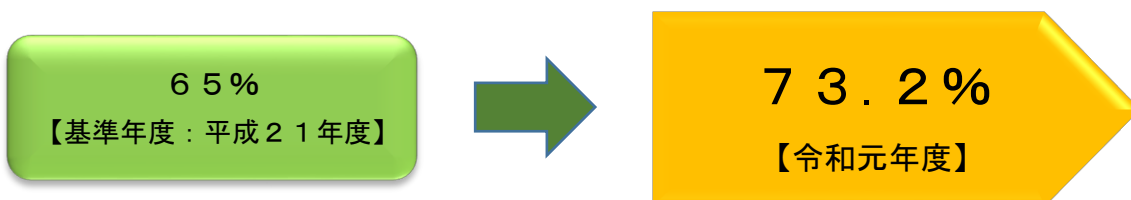


（5）自分や家族の事情に合った働き方ができていると思っている人の増加

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、「自分や家族の事情に合った働き方ができている」と回答する勤労者の割合の増加を目指しました。

増加した要因として、個人や企業の理解と取組が浸透しつつあることが考えられ、啓発の継続が必要です。

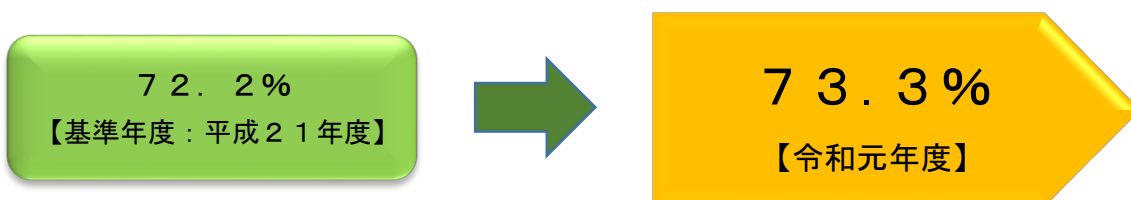
【参考となる指標】倉敷市第六次総合計画より、市民アンケート調査



（6）身近で相談できる人がいると思っている高齢者の増加

「身近で相談できる人がいると思っている」と回答する高齢者の割合の増加を目指しました。基準年度に比べ若干増加していますが、高齢者のみの世帯の増加等により、周囲との接点が持ちにくくなることが考えられ、孤立防止の取組が必要です。

【参考となる指標】倉敷市第六次総合計画より、市民アンケート調査



4 重点的な取組の実施状況

本市では、ゲートキーパー養成研修を平成21年度から始め、さらに第1期計画では、「市民一人ひとりがゲートキーパーになろう」をスローガンに、重点的な取組として推進しました。

スローガン：市民一人ひとりがゲートキーパーになろう

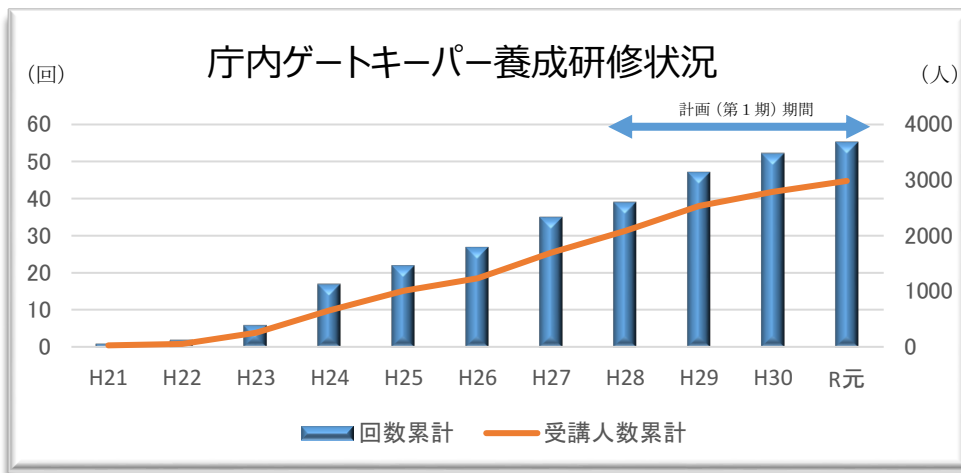
ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、「ゲートキーパー」としての人材等を養成・育成する研修を行いました。

ゲートキーパー養成研修実施状況

市役所内

職員を対象に、ゲートキーパー養成研修や相談者の気持ちに沿った対応ができるよう、相談者を理解し、悩みを聴いたり、問題を整理する力を高めることを目的に相談対応研修を行いました。

併せて、市議会や市幹部を対象に、生きる支援をテーマに自殺の現状や支援の実際について研修を行いました。また、全職員を対象にeラーニングを行い、ゲートキーパーの役割を学ぶ機会を作りました。今後も職員の理解を深め、対応力向上のための研修を行うことが必要です。



市役所職員

【受講者の声】

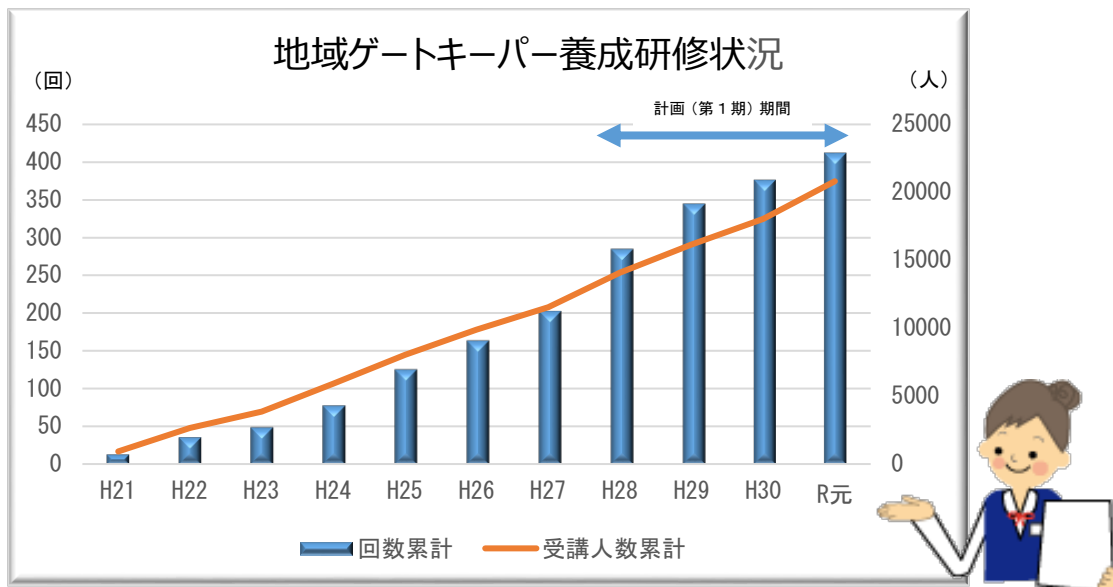
○相談者の言葉の中にあるものを汲み取り、想像力を働かせることがとても大切と分かった。

○人に自分の悩みや感情を言うのは難しいが、一人で抱えず、話すことが大切と感じた。



地域

地区組織や自殺対策ネットワーク会議等を通じた関係団体に加え、民間企業の新入職員や高校・大学の生徒へゲートキーパー養成研修を行いました。今後も引き続き職域や学校も含めた、更なる人材育成が必要です。特に若いころからの心の健康づくりの大切さとゲートキーパー養成研修実施の意義について周知を行うことが重要です。



企業新入職員



大学関係



【受講者の声】

- ゲートキーパーの役割について理解できた。
- 悩んでいる人がいたら、相手の話を良く聞いて、心を支えてあげられるようになりたい。
- 自分自身、ストレスを抱えないように心のケアを行っていききたい。





第4章 倉敷市自殺対策基本計画（第2期）の目的・基本理念等

1 目的・基本理念

目的

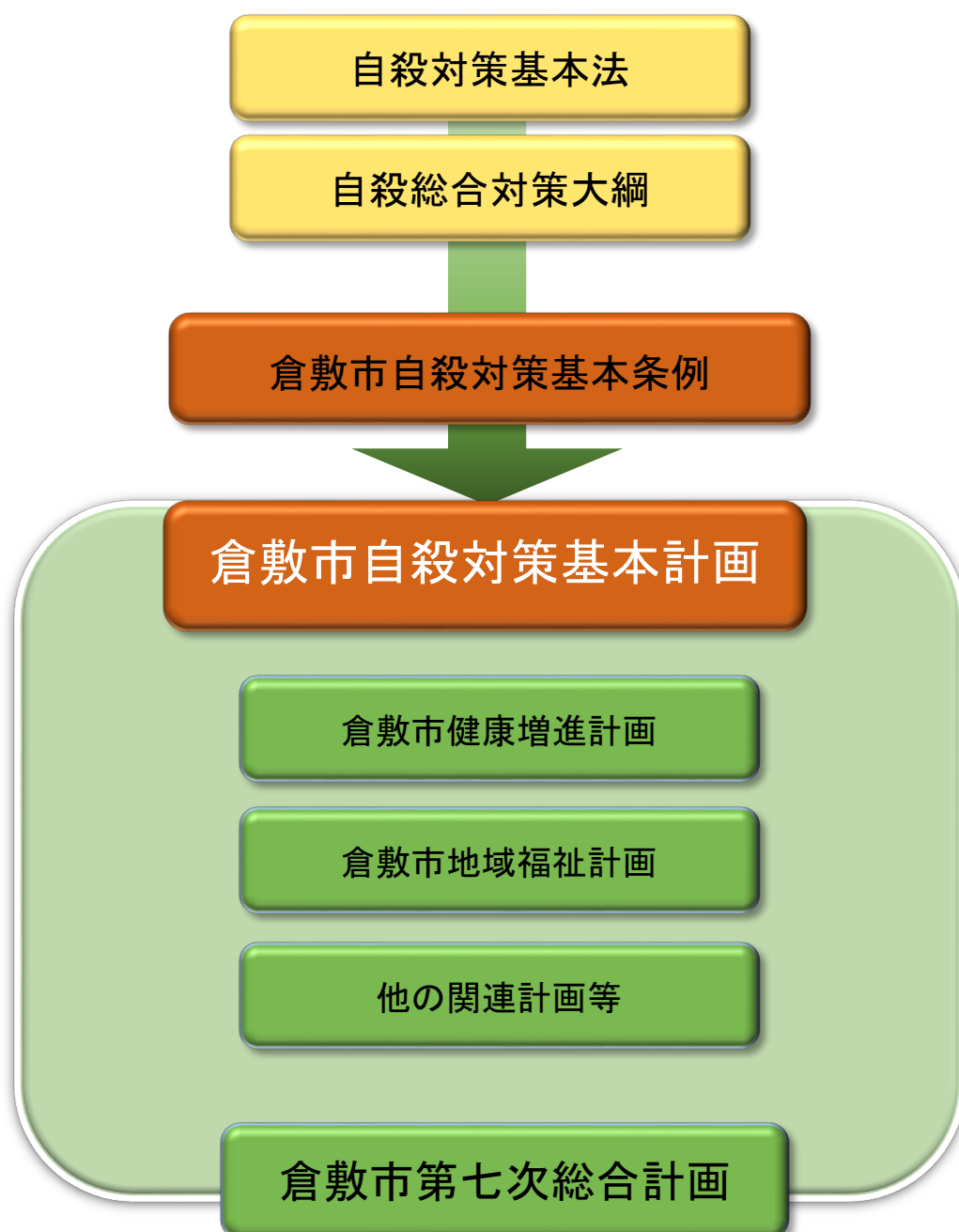
市民一人ひとりがかけがえのない命を大切にし、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会を実現する。

基本理念

1. 自殺対策は、生きることの包括的支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければなりません。
2. 自殺対策は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱に定められた自殺総合対策における基本認識を踏まえ、自殺は防ぐことができる社会的な問題として取り組まなければなりません。
3. 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければなりません。
4. 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければなりません。
5. 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければなりません。
6. 自殺対策は、市民が共に支え合う地域づくりを促進するという観点から、地域の実情に即したきめ細かな施策として実施されなければなりません。
7. 自殺対策は、市、国、岡山県、医療機関、福祉関係機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければなりません。

2 計画の位置づけ

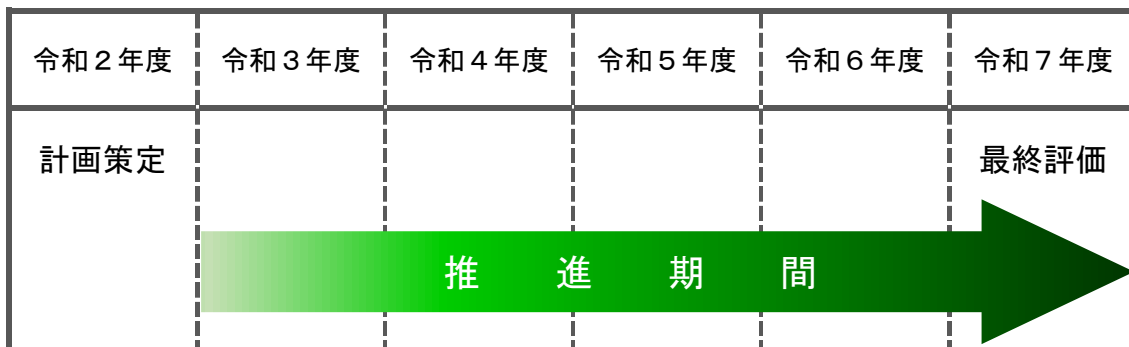
この計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえつつ、平成27年4月施行の「倉敷市自殺対策基本条例」に基づく計画とし、「倉敷市第七次総合計画」を踏まえ、「倉敷市健康増進計画」「倉敷市地域福祉計画」等、その他関連する計画と連携し整合性を図ります。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

なお、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



倉敷市自殺対策基本計画（第2期）推進期間と評価時期

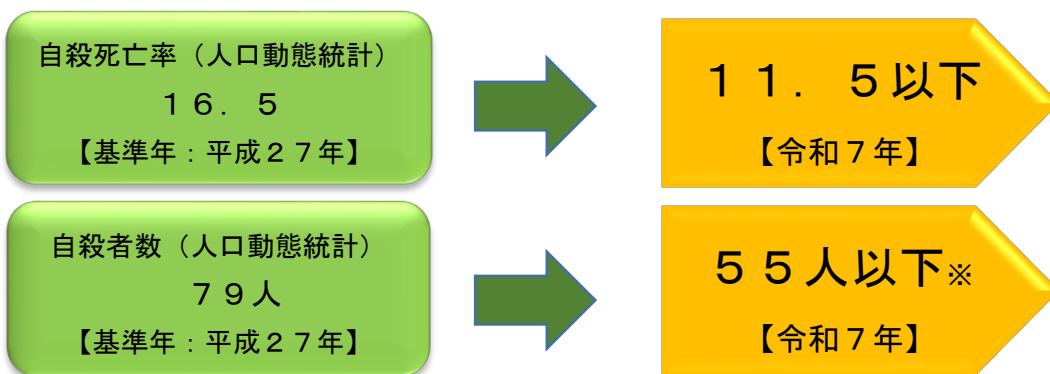
4 計画の指標・目標値

(1) 自殺者数の減少

国の自殺総合対策大綱では、令和8年（2026年）までに平成27年（2015年）と比べて自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を30%以上減少させることを目標としています。【国：自殺死亡率 平成27年 18.5⇒13.0以下】

第3次岡山県自殺対策基本計画の数値目標は、令和7年までに自殺死亡率13.0を目指すとしています。国、県の目標値を勘案し、本市では令和7年までに自殺死亡率11.5以下を目指します。

※評価は、令和7年に得られる最新データを基に行います。

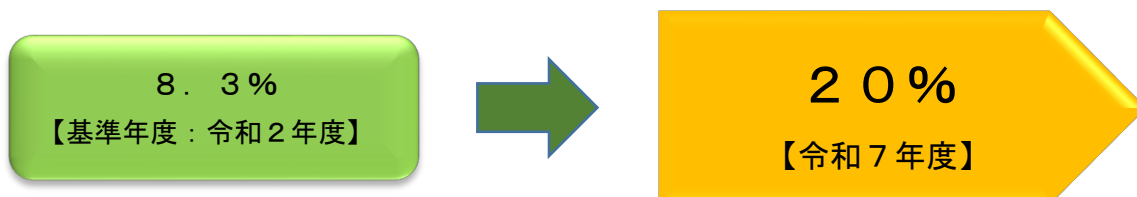


※「倉敷市独自の将来推計人口値（平成30年12月末住民基本台帳人口を基準とした推計）」から算出

（2）ゲートキーパーを知っている人の増加

ゲートキーパー養成研修を継続して実施し、ゲートキーパーの名前も活動も知っているという人の割合の増加を目指し、つなぎ・支える地域づくりを進めます。

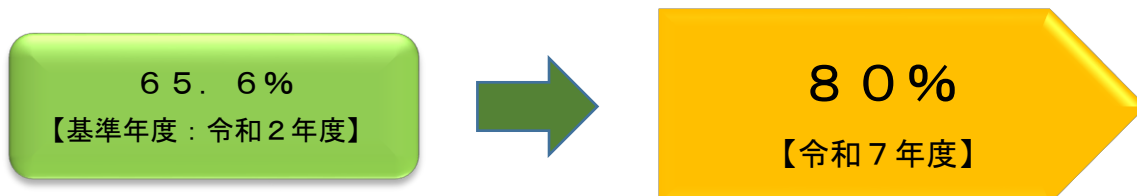
【参考となる指標】 令和2年4月に実施した市民モニターアンケート調査



（3）ストレスをうまく解消できていると思う人の増加

自分のストレスに気づき、自分に合った対処法を持つことや相談できる人や場を持つなどストレスをうまく解消できる人の割合の増加を目指します。

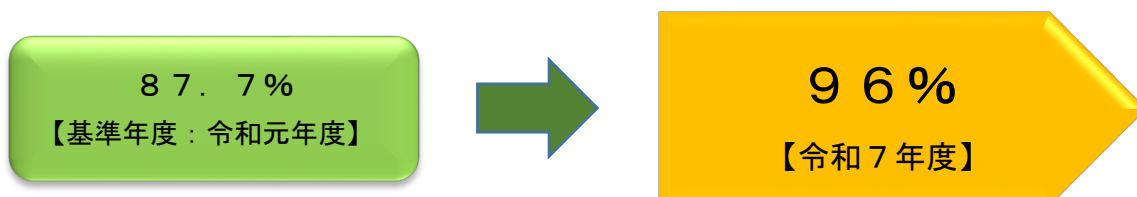
【参考となる指標】 令和2年4月に実施した市民モニターアンケート調査



（4）困った時、悩みがある時に相談する人がいると答えた子どもの増加

「困った時、悩みがある時に相談する人がいる」と回答する子どもの割合の増加を目指します。

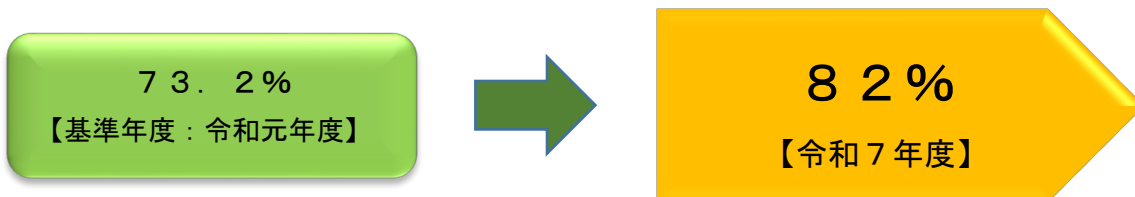
【参考となる指標】 倉敷市第七次総合計画より、まちづくり指標



（5）自分や家庭の事情に合った働き方ができていると思っている人の増加

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、「自分や家庭の事情に合った働き方ができている」と回答する勤労者の割合の増加を目指します。

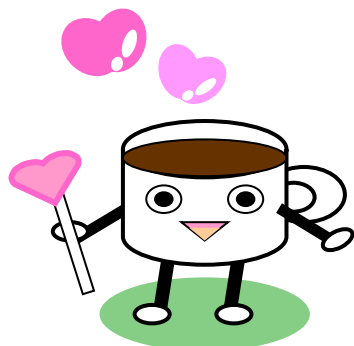
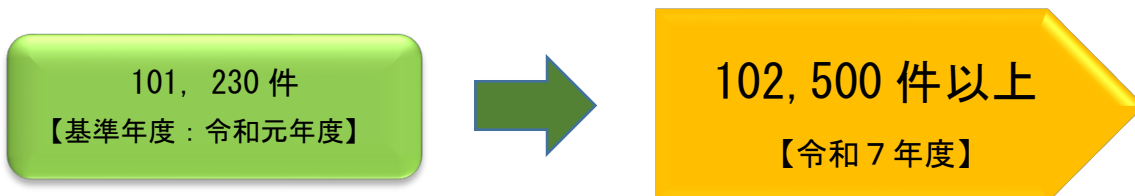
【参考となる指標】倉敷市第七次総合計画より、まちづくり指標



（6）身近で相談できる人がいる高齢者の増加

高齢者が身近で相談できる高齢者支援センターの周知に努め、相談件数の増加を目指します。

【参考となる指標】倉敷市第七次総合計画より、まちづくり指標



倉敷市こころの健康づくり
マスコットキャラクター
ほっとちゃん

ぼくは、ほっとちゃんです。

心の健康づくりの推進と、精神障がいに対する正しい理解を地域に広げる活動を、行政・関係機関・関係団体の方々と一緒にしています。
カップの中には愛情たっぷりのミルクココアが入っています。

5 計画の推進体制と評価

倉敷市自殺対策基本計画は、倉敷市自殺対策ネットワーク会議で計画の推進と進行管理を行います。

本市は、毎年度、市における自殺対策の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表します。その報告を受け、議会は、評価するとともに、監視・提言を行います。

令和7年度に最終評価として、計画の目標値に対する量的評価と、計画推進のための取組や経過に対する質的評価を合わせて行います。

倉敷市自殺対策ネットワーク会議

倉敷市自殺対策基本条例（平成26年倉敷市条例第76号）第12条の規定に基づき、庁内及び関係機関との連携強化を図り、自殺対策基本計画を推進するために設置。





第5章 倉敷市自殺対策の体系

1 地域自殺対策政策パッケージに基づいた体系

平成28年の自殺対策基本法の改正により市町村における自殺対策計画策定が義務化されたことに合わせ、国から「地域自殺対策政策パッケージ」が提示されました。全市町村が実施することが望ましい施策群を「基本パッケージ」、各地域において優先的な課題となりうる施策群を「重点パッケージ」として示しています。

本市では、「基本施策」として国が定めた以下の5項目、「重点施策」として本市の優先的な課題である以下の4項目に取り組みます。

それらを含め、庁内及び関係機関で既に行われている様々な自殺対策につながる事業について、自殺総合対策大綱に示された「当面の重点施策」に沿って「生きる支援施策」として推進することにより、自殺対策の実効性を一層高めます。

(地域自殺対策政策パッケージに基づいた、倉敷市自殺対策の体系)

【生きる支援施策】

- 1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 2 自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 民間団体との連携を強化する
- 10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

基本施策（自殺対策を推進する上で欠かすことのできない取組）

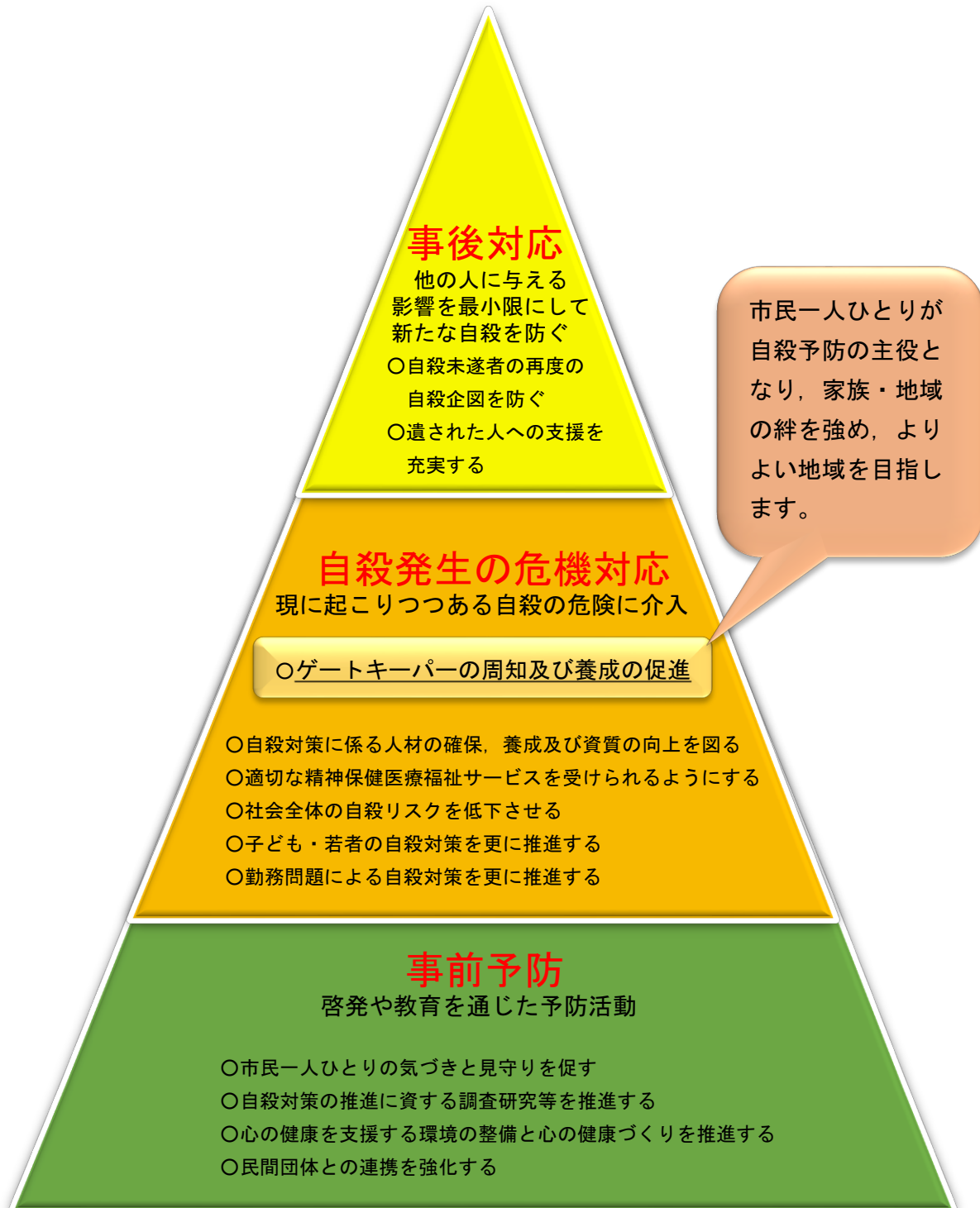
- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 市民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 援助希求力を高めるための支援

重点施策（本市における優先的な課題への取組）

- ① 子ども・若者への支援の強化
- ② 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進
- ③ 高齢者への支援の強化
- ④ 被災者等への心のケア

2 対応の段階に応じた体系

倉敷市の自殺対策の取組については、事前予防・自殺発生の危機対応・事後対応と体系化し、特に自殺を未然に防ぐことができるよう、市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を担うことを目指します。





第6章 施策の推進（基本施策・重点施策・生きる支援施策）

1 基本施策としての取組

（1） 地域におけるネットワークの強化

一人ひとりが抱える様々な問題に寄り添い、早期に適切な支援へとつなぐことができるよう、庁内及び関係機関のネットワークの強化に取り組みます。

ア 倉敷市自殺対策ネットワーク会議（保健所保健課）

自殺対策に係る庁内及び関係機関が、自殺の現状に対する共通認識を持ち、対策を総合的かつ効果的に推進するために、連携及び調整を行います。また、倉敷市自殺対策基本計画の円滑な推進を目指し、計画の進捗管理を行います。

イ 「生きる支援」関係部署連絡会議（企画経営室）

市民の生涯を通じた生活全般に関わる行政サービスを「生きる支援」と位置づけ、それらに関する諸問題について協議、調整等を行うことにより、関連部局が連携して総合的に対応する体制を整備し、地域の絆の強化を図るとともに、市民の命を守ることを目指します。

（2） 自殺対策を支える人材の育成

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」「どこに相談に行ったらよいか分からない」「どのように解決したらよいか分からない」などの状況に陥ることがあります。そのような悩みを抱えた人に、一人でも多くの方がゲートキーパーとなり、支えることができるよう、ゲートキーパーの役割を知り、対応できる人材を育成します。「市民一人ひとりがゲートキーパーになろう」をスローガンに自殺対策を支える人材育成を推進し、家族・地域の絆を強め、よりよい地域を目指します。

ア 職員向けゲートキーパー養成研修

市役所職員全員が窓口等での対応において、市民の自殺のサインに気づき、ゲートキーパーの役割を果たせるよう研修を実施します。

イ 地域向けゲートキーパー養成研修

愛育委員会・民生委員・児童委員協議会・栄養改善協議会等、地域で活動する団体を対象に、地域の中で市民同士が悩みや自殺のサインに気づき、ゲートキーパーの役割を果たせるよう研修を実施します。

(3) 市民への啓発と周知

ストレスや心の健康づくり等についての正しい知識と、自殺対策の取組や相談先について、市民への啓発と周知を図ります。

ア 生きるを支えるフォーラム

市民が自殺の現状について理解を深めるとともに、悩みを抱え込まず、互いに支え合う地域づくりを目指します。

イ 心の健康づくり講座

講座を通して、一般市民の精神疾患や精神障がいに対する正しい知識を深め、偏見除去につなげます。また、企画等を通して、精神保健に関わる機関や組織が地域の現状や課題を共有し、地域づくりに向けた取組を考える機会とします。さらに、お互いの活動を理解し合い、地域におけるネットワークの構築を目指します。

ウ 街頭キャンペーン

9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせ、一般市民を対象に、岡山県司法書士会、岡山弁護士会、市議会、くらしき心ほっとサポーターと協働で啓発活動を行います。

エ 相談窓口カード設置

名刺サイズの相談窓口カードを作成し、官公庁にとどまらず、愛育委員会と協働で市民の目に付きやすい場所に設置し、相談窓口の周知を行います。

オ くらしき心ほっとサポーター養成・育成

市民の立場で行政と協働で啓発を行う「くらしき心ほっとサポーター」が、精神障がいに対する偏見除去や心の健康づくりのために、地域に働きかける必要性を認識し、地域を巻き込んだ啓発活動に取り組めるよう、養成・育成を行います。

カ マスメディアによる啓発

FMくらしき等各種メディアを通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせ、啓発を行います。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を合わせて行う必要があります。生きることの促進要因への支援という観点から、問題や悩みを抱える人や自死遺族、自殺リスクの高い自殺未遂者や精神疾患を持つ人への相談・支援体制の充実及び必要な医療を継続して受けられる体制づくりに取り組みます。

ア 自殺未遂者支援事業

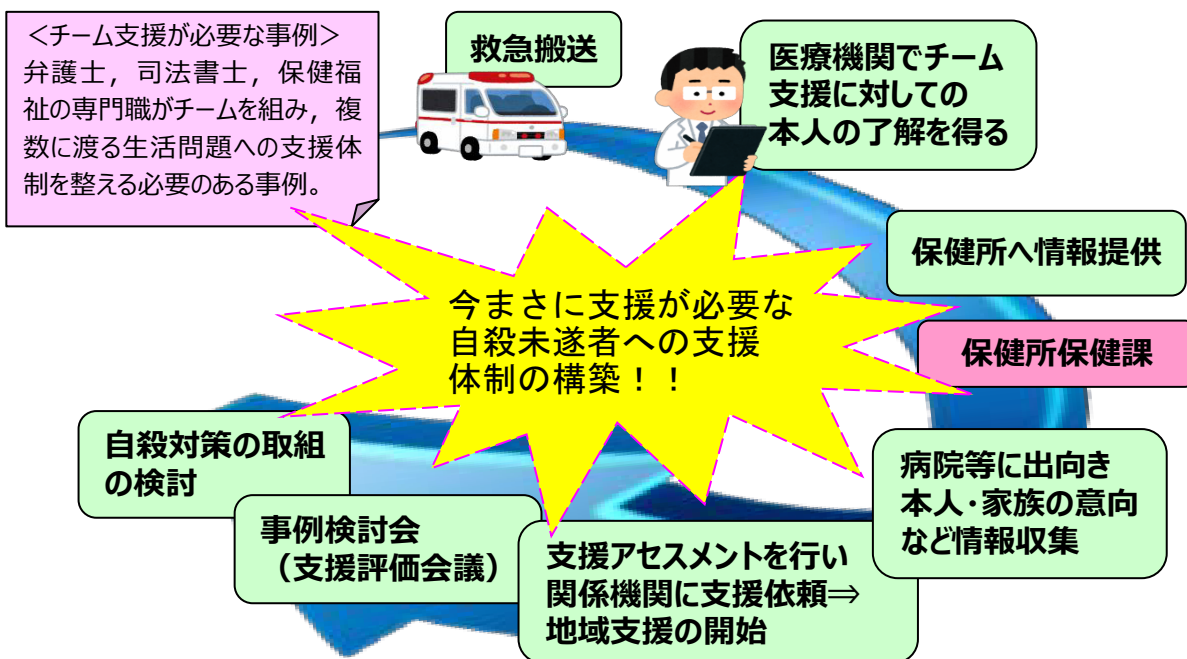
自殺未遂者やその家族に対して市が積極的に介入して適切な支援を図ることにより、再度の自殺企図がないように支援します。

コラム ～ 倉敷市の強み② ～



倉敷市自殺未遂者支援事業

本市は、平成24年度から自殺未遂者支援事業を県内に先駆けて試行、平成25年度から本格実施しています。自殺ハイリスク者である自殺未遂者やその家族に対して、司法書士や弁護士、保健福祉の専門職がチームを組み、多岐にわたる生活問題の解決に向けた支援を実施しています。医療機関から支援依頼を受けた倉敷市保健所は、支援開始当初に積極的に介入し、支援のコーディネートを行うことで、再度の自殺企図を防止します。また、支援事例を通して、関係機関の役割やネットワークについて分析し、倉敷市の地域特性に応じた相談支援体制の整備（セーフティネット）や人材育成のあり方について検討しています。



また、市内救急医療機関及び精神科医療機関等のスタッフが、自殺未遂者への理解を深め、現場の現状や課題等を共有し、適切なケアの実践について検討するとともに、支援者間の連携体制の構築を図ることを目的に情報交換会を開催しています。

イ 自死遺族のつどい（県：備中保健所）

自死遺族の方々が、語り合うことを通して、悲しみや苦しみを分かち合い、共に支え合えるよう支援します。

ウ 心の健康相談（精神科医・保健師・精神保健福祉士）

保健師・精神保健福祉士が、心の健康や病気に関する相談に応じます。また、精神疾患の可能性のある人や家族を対象として精神科医師に相談する場を設け、問題解決や早期治療につなげます。

エ ゲートキーパーズ事業

市が自殺対策のスローガンとして掲げる「市民一人ひとりがゲートキーパーになろう」の趣旨に賛同し、活動に取り組む学校園・企業・地域の団体等を登録します。

(5) 援助希求力を高めるための支援

年代を問わず、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいという援助希求力を高める支援を推進します。下記の事業等において、援助希求力を高める内容を組み入れ、命や暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法について啓発に取り組みます。

ア ゲートキーパー養成研修

イ 生きるを支えるフォーラム

ウ 心の健康づくり講座

エ 暮らしき心ほっとサポーターの養成・育成

オ マスメディアによる啓発

カ 心の健康相談

2 重点施策としての取組

重 点 施 策 と し て の 取 組	<p>子ども・若者 への 支援の強化</p> <p>～児童生徒・大学生・10～30歳代の有職者と無職者等～</p>	<p>思春期は精神的な安定が図りにくく、また、青少年期に受けた心の傷は長年に渡り影響します。さらに、自殺死亡率について若年層は増加傾向を示すなど、若年層における自殺の問題は深刻さを増しており、その背景として若年雇用を取り巻く社会状況の変化等が指摘されています。</p> <p>本市では、10～30歳代において自殺が死因の第1位であり、若年層の自殺は深刻な問題となっています。庁内及び関係機関と連携し、若年層においてストレスへの対処方法を身につけ、援助希求力を高める取組を進めます。また、雇用を取り巻く様々な状況に対する支援等の取組を進めます。</p>
	<p>勤務・経営 問題に関わる 自殺対策の推進</p> <p>～中高年～</p>	<p>中高年は、家庭、職場の両方で重要な位置を占める一方、親との死別や退職などの大きな喪失体験により、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代です。仕事に関しては強い不安やストレスを感じている勤労者が増え、過重労働、職場のいじめ、ハラスメント等の問題もあります。</p> <p>本市における自殺者のうち、有職者が約4割を占めています（平成27年～令和元年合計）。また、市内に従業者数が49人以下の事業所が96%を占めており、小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されているため、庁内及び関係機関と連携し、自殺対策の働きかけを強化します。</p>
	<p>高齢者への 支援の強化</p>	<p>高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家族での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ状態が多くみられます。</p> <p>本市における自殺者のうち、60歳以上が約4割を占めています（平成27年～令和元年合計）。これらのことから、自殺を防ぐためには、高齢者本人への支援のみならず、家族や地域ぐるみの支援を行うことが重要です。具体的には生きがいがづくりや孤立防止、相談体制づくり等庁内及び関係機関との連携による取組を更に推進します。</p>
	<p>被災者等への 心のケア</p>	<p>本市は平成30年7月の西日本豪雨によって多くの被害を受けました。被災された方々が一日でも早く、安全・安心で落ち着いた日常生活を送ることができるよう、行政による被災者の生活支援はもとより、被災者が落ち着いて穏やかに過ごせる住まいの確保、生活環境の回復や医療・福祉の充実、地域のコミュニティの再建を早期に進める必要があります。自殺対策を推進する上でも、「倉敷市真備支え合いセンター」等関係機関との連携による被災者に寄り添ったきめ細やかな心のケアを行います。また、被災者に対する支援は長期に渡ることから、被災者支援に関わる支援者への心のケアに継続して取り組めます。</p>

3 生きる支援施策としての具体的な取組

(1) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

※自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、市民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて市民の理解の促進を図る必要がある。

項目	取組	関係機関・関係課
ア 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆「世界自殺予防デー」(9月10日)、「自殺予防週間」(9月10日～16日)及び「自殺対策強化月間」(3月)において啓発する。 ・街頭キャンペーン ・展示コーナーの設置 ・広報くらしき・市ホームページへの掲載 ◆マスメディアを活用し啓発する。 	岡山弁護士会 岡山県司法書士会 市議会 くらしき心ほっとサポーター 愛育委員会 健康づくり課 各保健推進室 保健課
イ 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆出張いじめ予防授業の実施、ワークルール教育を実施する。 ◆青少年の健全なインターネット・スマートフォンの利用を促進する。 ◆いのちの尊さや大切さについて、自らの考えを深められる教材を配布する。 ◆心と体を守る啓発教材を配布する。 ◆いじめ防止リーフレットを作成する。 ◆自殺に至る原因となる、アルコール・薬物等に関する教育を実施する。 	岡山弁護士会 教育委員会
ウ 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種団体との協働での啓発や相談窓口カードを配布する。 ◆「生きる支援」関連の各種会議で、一人でも多くの人にゲートキーパーの重要性を理解してもらえるよう広報する。 ◆「生きる支援」ポータルサイトにより、相談窓口情報を発信する。 ◆あらゆる年代・分野を対象として心の健康づくり、うつ病、アルコール・薬物等に関する教育を実施する。 ◆倉敷市出前講座を実施する。 ◆アルコール等の適切な摂取について啓発する。 	くらしき心ほっとサポーター 愛育委員会 事業所 企画経営室 健康づくり課 各保健推進室 保健課
エ うつ病等についての普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域・職域において、うつ病等に関する正しい知識等啓発する。 	事業所 保健課

(2) 自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する

※自殺対策の推進に資する調査研究等を実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、実践に還元する。

項目	取組	関係機関・関係課
ア 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証	◆市民の意識を把握し、課題を明らかにするために、市民アンケートを実施する。 ◆厚生労働省・警察庁が作成・公表している統計を活用し、倉敷市の自殺の現状を分析する。	保健課
イ 調査研究及び検証による成果の活用	◆自殺未遂者支援事業の支援を通して、未遂者やその家族等の実態を把握し、支援の方策について検討する。 ◆市内救急告示医療機関を対象に、自殺未遂者支援に関する情報交換会を開催する。	保健課
ウ 既存資料の利活用の推進	◆厚生労働省・警察庁が作成・公表している統計を活用し、倉敷市の自殺の現状について資料を作成・公表する。	保健課

(3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

※自殺対策に直接的に係る人材の確保及び様々な分野において、生きることへの包括的な支援を行う人材の確保を行う。ゲートキーパーについて、市民の約5人に1人が名前も活動も聞いたことがあることを目指す。

項目	取組	関係機関・関係課
ア 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	◆市内の大学等と連携を図り、学生を対象にしたゲートキーパー養成研修を実施する。	保健課
イ 自殺対策の連携調整を担う人材の養成	◆「生きる支援」を全職員一丸となり推進するため、全庁的に研修や情報共有等を行う。	企画経営室
ウ かかりつけ医師のうつ病等対応力の向上	◆うつ病等を早期発見・早期治療ができるよう、「かかりつけ医心の対応向上研修会」を実施する。	倉敷市連合医師会
エ 教職員に対する普及啓発等	◆いじめや不登校等のない学校を目指し、教職員研修を充実する。	教育委員会
オ 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	◆職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修を実施する。 ◆心の健康問題に関する相談機能を充実させるため、保健師等の地域保健スタッフに対し、研修を実施する。	事業所保健課

カ	介護支援専門員等に対する研修	◆高齢者の在宅生活を支援する介護支援専門員に向けた研修等の機会を通して、心の健康づくりや自殺対策に関する知識を普及する。	高齢者支援センター
キ	民生委員・児童委員等への研修	◆住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対し、心の健康づくりや自殺対策について研修を実施する。	各保健推進室 保健課
ク	社会的要因に関連する相談員の資質の向上	◆多重債務相談窓口・経営相談窓口・公共職業安定所・生活困窮者の窓口等の相談員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについて正しい知識を普及する。	保健課
ケ	遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	◆警察官や消防職員等の公的機関で自殺に関連する業務の従事者に対し、遺族等への適切な対応に関する知識を普及する。	保健課
コ	様々な分野でのゲートキーパーの養成	◆【地域・職域】 地域の関係機関・団体に対し、ゲートキーパー養成研修を実施する。 職域において管理監督者・従業員に対し、ゲートキーパー養成研修を実施する。 ◆【職員等】 庁内関係部署の職員に対し、ゲートキーパー養成研修を実施する。	各組織 各団体 倉敷市役所
サ	自殺対策従事者への心のケアの推進	◆自殺対策従事者に対し、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて、従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を活かした支援方法を普及する。	保健課
シ	家族や知人等を含めた支援者への支援	◆悩みを抱える人だけでなく、悩みを抱える人を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立しないよう支援を行う。	各保健推進室 保健課

(4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
 ※自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応、ハラスメントなど職場環境等の改善のための体制整備を進める。

項目	取組	関係機関・関係課
ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆勤労者の生涯を通じた健康づくりに取り組む。 ◆勤労者のストレスチェックを実施する。 ◆中小企業における従業員の福利厚生の上昇等、安心して働き続けられる労働環境や勤労者福祉の充実を図る。 ◆様々なハラスメント、人権、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発、情報提供を充実させ、取組の必要性や方向性に関する理解の浸透を図る。 ◆国及び県と協力し、求職者や雇用促進等に取り組む事業者に向けた支援制度を周知するとともに、安心・安全な職場づくりについて情報提供を行う。 ◆倉敷市職員のメンタルヘルス対策事業を実施する。 ◆心の健康について出前講座を実施する。 ◆勤労者のメンタルヘルスに関する情報を発信する。（厚生労働省 「こころの耳」：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトをPRする。） 	公共職業安定所 商工会議所 事業所 労働政策課 男女共同参画課 人事課 健康づくり課 各保健推進室 保健課
イ 地域における心の健康づくり推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者実態把握調査を実施し、一人ひとりの高齢者の心身の状態や家族の状況等を把握するとともに、高齢者が健康で生きがいをもって日常生活を営むことができるよう支援する。 ◆地域で高齢者を見守り、支えるネットワークを構築するとともに、ひとり暮らし高齢者への支援を強化する。 ◆高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、高齢者が気軽に集い、仲間と出会い、交流の機会や異世代との交流が図れるよう、通いの場の創出に努める。 ◆社会活動や地域活動、就業活動への参加を促進し、高齢者の活躍の場を広げる取組を充実する。 ◆健康くらしき21における関連事業により、地域の力を活かした心の健康づくりを推進する。 ◆精神保健に関する知識の普及、偏見除去にむけた啓発の実施、市民の立場で行政と協働で啓発を行う、くらしき心ほっとサポーターを養成・育成する。 ◆統合失調症・発達障がい・ひきこもり・アルコール依存症等、心の健康に関する相談に対応する。また、保健師等による訪問活動を行い、地域住民の心の健康の保持増進を図る。 	高齢者支援センター 健康長寿課（地域包括ケア推進室） 健康づくり課 各保健推進室 保健課
ウ 学校における心の健康づくり推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校園において、発達段階に応じた人権教育や道徳教育を行い、子どもが互いの違いや良さを認め合い、誰もが自他共に大切にされていると実感できる環境づくりに努める。 ◆子どものボランティア活動等を通じた心の教育の充実に努める。 ◆いじめや不登校等のない学校を目指し、専門員・支援員を配置する。 	教育委員会 保健課

	◆若年者のメンタルヘルスに関する情報を発信する。(厚生労働省「こころもメンテしよう」:若者を支えるメンタルヘルス・ポータルサイトをPRする。)	
エ 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	◆被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずる。 ・災害公営住宅整備事業 ・被災者見守り・相談支援事業 ・スクールカウンセラー配置事業	各組織 各団体 倉敷市役所

(5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

※誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

項目	取組	関係機関・関係課
ア 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上	◆警察活動の機会を活用した自殺の恐れのある重度うつ病患者と思慮される人等の早期発見及び関係機関への通報により連携を図る。 ◆精神科の治療を受けている人に対し、関係機関と連携し支援を行う。 ◆「医療・介護連携シート」の活用を促進し、関係者の連携推進を図る。 ◆適切な精神科医療が受けられる体制を整備するため、地域の精神科医療機関を含めた、保健・医療・福祉・法曹等のネットワークを構築する。	警察署 岡山弁護士会 岡山県司法書士会 健康長寿課(地域包括ケア推進室) 保健課
イ 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実	◆一般科の医師に対し、身体症状と心の問題についての関連性を啓発する。 ◆精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、精神科医をサポートできる体制づくりを行う。	倉敷市連合医師会 保健課
ウ 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置	◆精神保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関や団体のネットワークの構築を推進する。また、連動性を高めるために精神保健福祉士等の専門職を配置する。	保健課
エ かかりつけ医師のうつ病等対応力の向上(再掲)	◆うつ病等を早期発見・早期治療ができるよう、「かかりつけ医心の対応向上研修会」を実施する。	倉敷市連合医師会
オ 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	◆子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化する。	子ども相談センター 障がい福祉課 健康づくり課 各保健推進室 保健課

<p>カ うつ等のスクリーニングの実施</p>	<p>◆チェックリストを活用し、うつ状態も含めて高齢者の日常生活の状況等を把握し、効果的な介護予防・生活支援サービスへつなぐ。 ◆産後うつを予防し、産婦の健康増進を図るため産婦健康診査の費用を助成する。 ◆発達障がいやひきこもりを含めた心の健康に関し、本人及び家族の相談に対応する。</p>	<p>高齢者支援センター 健康長寿課（地域包括ケア推進室） 健康づくり課 各保健推進室 保健課</p>
<p>キ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進</p>	<p>◆「認知症初期集中支援事業」を実施し、初期の認知症や疑いのある人や家族を早期に支援する。 ◆精神疾患の可能性のある人や家族の相談に対応するとともに、精神科医療機関の情報提供、紹介を行い、問題解決や早期治療につなぐ。 ◆医療を中心とする専門職で構成する多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援活動）と連携し支援を行う。</p>	<p>高齢者支援センター 健康長寿課（地域包括ケア推進室） 各保健推進室 保健課</p>

（6）社会全体の自殺リスクを低下させる

※生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組を推進する。

項目	取組	関係機関・関係課
<p>ア 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信</p>	<p>◆支援を必要としている人が適切な窓口で相談できるよう広報する。また、各相談窓口において必要な支援を行う。 ◆「生きる支援」への総合的な対応、全職員一丸となった取組を推進するため、生きる支援推進本部を中心として、職員研修や情報共有等を全庁的に行う。 ◆広報くらしき「相談のページ」等、市ホームページ、マスメディア等で発信する。 ◆必要な支援機関につなげるため名刺サイズの相談窓口カードを配布・設置する。 ◆ゲートキーパー養成等に協力する企業・団体等を「くらしきゲートキーパーズ」として登録する。</p>	<p>各組織 各団体 倉敷市役所</p>
<p>イ 多重債務に関する相談の実施</p>	<p>◆弁護士・司法書士による無料法律相談を実施する。 ◆消費生活センターにおいて、電話及び面接による相談を実施し、弁護士等につなぐ。</p>	<p>岡山弁護士会 岡山県司法書士会 生活安全課 消費生活センター</p>
<p>ウ 失業者等に対する相談窓口の充実等</p>	<p>◆勤労者向け無料法律相談「労働と生活に関する法律相談」を実施する。 ◆就業や生活の相談・支援等を目的として「ワークプラザたましま」「職業情報提供コーナー」「内職あっせん所」「ライフサポートセンター」を設置し、雇用を促進するとともに、求人者や就業者の相談に対応し、必要に応じた情報提供を行う。</p>	<p>岡山弁護士会 公共職業安定所 労働政策課</p>

エ 経営者に対する 相談事業の実施 等	<ul style="list-style-type: none"> ◆中小企業の事業運営を支援する団体に対する支援や、経営上の専門的な課題を解決する専門家による相談業務等により、中小企業の安定的な事業運営を支援する。 ◆日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会による相談窓口「ひまわりほっとダイヤル」による事業者向け法律相談を実施する。 ◆経営者向けの経営相談事業を実施する。 	商工会議所 岡山弁護士会 商工課
オ 法的問題解決の ための情報提供 の充実	◆岡山県内各地の法律相談センターで法律相談を実施する。	岡山弁護士会
カ 介護者への支援 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者支援センターにおいて家族介護教室を開催する。また、介護者の相談に対応する。 ◆認知症の人と家族の会岡山支部の活動の啓発とともに会参加者の支援を行う。 ◆認知症カフェの助成を行い、認知症本人や家族が交流できる場づくりに努める。 	高齢者支援センタ ー 健康長寿課（地域 包括ケア推進室）
キ ひきこもりへの 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆若年無業者や不登校等社会的自立が困難な若者に対し、学習支援や個別相談、居場所の提供等を行う。 ◆不登校やその保護者の相談に応じる体制を充実する。 ◆不登校やその傾向のある子どもに対し、居場所や体験活動の場を提供することにより社会参加を促し、保護者の負担感を軽減する。 ◆ひきこもり状態にある人や家族の相談に対応し、必要な支援を行う。 ◆「メンタルほっとライン」（不登校・ひきこもり情報誌）を作成・周知する。 	教育委員会 福祉援護課 各保健推進室 保健課
ク 犯罪被害者等へ の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報提供や必要に応じた支援、学生ボランティアと連携した啓発等を実施する。 ◆法律相談や報道対応、法的手続きを行う。 ◆犯罪被害者等が直面している問題について、相談に応じる等の必要な支援を行う総合相談窓口を設置する。また、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう犯罪被害者等の置かれている状況や支援について、市民等の理解を深めるための広報、啓発活動を推進する。 	警察署 岡山弁護士会 生活安全課 男女共同参画課
ケ 配偶者からの 暴力等被害者へ の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者の暴力、家族・人間関係等様々な悩み事の相談に、相談員が電話等で応じ、専門機関等の情報提供を行う。 ◆弁護士による法律相談を実施する。 	男女共同参画課
コ 生活困窮者への 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆「労働と生活に関する法律相談」を実施する。 ◆生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、学習支援事業などを行うことによって、自立支援体制を充実する。 ◆最低生活を維持できない人に対して生活保護を適用し、ケースワークを通して各種相談窓口と連携し支援する。 	岡山弁護士会 福祉援護課 生活福祉課

サ	ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	◆ひとり親家庭等に対して、生活就労面の情報提供や貸付制度等を実施する。	子育て支援課
シ	妊産婦への支援の充実	◆産前産後の母子の健康増進や、子育てに対する不安や孤立感を防止するための取組を充実する。 ◆医療機関や関係部署との連携を推進する。	子ども相談センター 健康づくり課 各保健推進室
ス	性的マイノリティへの支援の充実	◆性的マイノリティに対する理解を促進するための啓発を実施する。 ◆市職員向けのマニュアルの整備を行う。 ◆教職員・保護者向けの啓発リーフレットを作成・周知する。	男女共同参画課 保健課 教育委員会
セ	相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	◆医療を中心とする専門職で構成された多職種チームによるアウトリーチ（訪問活動支援）と連携し、医療につながりにくい人の支援を行う。	保健課
ソ	自殺対策に資する居場所づくりの推進	◆生きづらさを抱えた人や社会的に孤立するリスクを抱える恐れのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、あらゆる世代の居場所づくりを推進する。 ◆孤立する障がい児の保護者に対し、茶話会等により、保護者同士または支援者との出会いの場、学びの場を提供する。	教育委員会 子育て支援課 健康長寿課（地域包括ケア推進室） 障がい福祉課
タ	ICTを活用した自殺対策の強化	◆広報くらしき「相談のページ」等、市ホームページ、マスメディア等で発信する。 ◆青少年の健全なインターネット・スマートフォンの利用を促進する。 ◆「生きる支援」ポータルサイトにより、相談窓口情報を発信する。 ◆勤労者のメンタルヘルスに関する情報を発信する。（厚生労働省「こころの耳」：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトをPRする。） ◆若者のメンタルヘルスに関する情報を発信する。（厚生労働省「こころもメンテしよう」：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトをPRする。） ◆「メンタルほっとライン」（不登校・ひきこもり情報誌）を市ホームページに掲載する。 ◆自死遺族の会（わかちあいの会）について市ホームページに掲載する。	倉敷市役所 教育委員会 企画経営室 保健課

（7） 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

※自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。

項目	取組	関係機関・関係課	
ア	地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備	◆自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために、対応困難事例の検討や地域の医療従事者への研修等を通して、支援の対応力を高める。また、自殺未遂者支援の対応力を高めるモデル的取組を展開する。	救急医療機関 総合病院 保健課

イ	救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	◆救急医療機関において、データベースを作成、院内で共有・検討し、自殺未遂者へのフォローアップの充実を図る。	救急医療機関
ウ	医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化	◆自殺未遂による負傷者等の救急医療機関への搬送の際に、医療機関へ確実な引継ぎを行う。 ◆「自殺未遂者支援事業」により、救急医療機関に搬送された自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、医療機関と地域が連携し、支援を行う。	救急医療機関 総合病院 警防課 各保健推進室 保健課
エ	居場所づくりとの連動による支援	◆生きづらさを抱えた人や社会的に孤立するリスクを抱える恐れのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、あらゆる世代の居場所づくりを推進する。 ◆孤立する障がい児の保護者に対し、茶話会等により、保護者同士または支援者との出会いの場、学びの場を提供する。	教育委員会 子育て支援課 健康長寿課（地域包括ケア推進室） 障がい福祉課
オ	家族等の身近な支援者に対する支援	◆関係機関との連携体制を構築し、自殺未遂者の家族等に対する支援を行う。 ◆家族等身近な人の相談に対応する。	各保健推進室 保健課

(8) 遺された人への支援を充実する

※遺族への支援を充実させる。

項目	取組	関係機関・関係課	
ア	遺族の自助グループ等の運営支援	◆自死遺族の会（わかちあいの会）の実施及び広報を行う。	県保健所 保健課
イ	遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等	◆遺族等身近な人からの相談に対応する。 ◆自死遺族の会（わかちあいの会）について市ホームページに掲載、チラシを設置するなど情報提供を行う。	各保健推進室 保健課
ウ	遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上（再掲）	◆警察官や消防職員等の公的機関で自殺に関連する業務の従事者に対し、遺族等への適切な対応に関する知識を普及する。	保健課

(9) 民間団体との連携を強化する

※民間団体の活動を支援するため、必要な施策を講ずる。

項目	取組	関係機関・関係課
ア 地域における連携体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆倉敷市自殺対策ネットワーク会議を設置し、連携・推進体制を強化する。 ◆民間団体との連携強化を図る。 	保健課
イ 民間団体の相談事業に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間団体が実施する講演会や事業等について広報の協力等を行う。 	保健課

(10) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

※支援を必要とする若者が漏れないよう、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施する。

項目	取組	関係機関・関係課
ア いじめを苦しめた子どもの自殺の予防	<ul style="list-style-type: none"> ◆弁護士会の相談窓口「こどもの味方弁護士相談」による法律相談を実施する。 ◆出張いじめ予防授業を実施する。 ◆学校園において、発達段階に応じた人権教育や道徳教育を行い、子どもが互いの違いやよさを認め合い、誰もが自他共に大切にされていると実感できる環境づくりに努める。 ◆子どものボランティア活動等を通じた心の教育の充実に努める。 ◆いじめや不登校等のない学校を目指し、専門員・支援員を配置する。 ◆若年者のメンタルヘルスに関する情報を発信する。(厚生労働省「こころもメンテしよう」:若者を支えるメンタルヘルス・ポータルサイトをPRする。) 	岡山弁護士会 教育委員会 保健課
イ 学生・生徒等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内全ての小・中・高等学校、市役所支所、図書館、児童館等の関係機関に「相談チラシ」と「相談カード」を配布する。 ◆不登校やその保護者の相談に応じる体制を充実する。 ◆不登校やその傾向のある子どもに対し、居場所や体験活動の場を提供することで、社会参加を促し保護者の負担感を軽減する。 	教育委員会 保健課
ウ SOS の出し方に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ストレスへの対処方法を身に付けるための教育や援助希求力を高めるための教育、心の健康の保持に係る教育が推進されるよう、教員に対するゲートキーパー養成研修を実施する。 	保健課

エ 子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆補導員による街頭補導，相談員による相談（電話・メール・来所）活動を実施する。 ◆様々な困難を抱える家庭の小学生を対象に，巡回訪問により，学習・生活習慣の習得を支援するとともに，中学生に対し，学習教室「くらすぽ」において学習支援を行う。 ◆障がい児に対し，療育等の福祉サービスを提供する。 	教育委員会 福祉援護課 障がい福祉課
オ 若者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆若年無業者や不登校等社会的自立が困難な若者に対し，学習支援や個別相談，居場所の提供等を行う。 ◆ひきこもり状態にある人や家族の相談に対応し，必要な支援を行う。 ◆「メンタルほっとライン」（不登校・ひきこもり情報誌）を作成・周知する。 	教育委員会 福祉援護課 各保健推進室 保健課

（１１）勤務問題による自殺対策を更に推進する

※勤労者の労働環境の改善，メンタルヘルスやハラスメント対策の充実を図る。

項目	取組	関係機関・関係課
ア 長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所内研修へ講師を派遣し，ワーク・ライフ・バランスについて社会的機運を高める。 ◆男女共同参画社会の形成に向け，セミナーの実施等により，周知・啓発を行い，ワーク・ライフ・バランスを推進する。 ◆庁内において研修を実施し，ワーク・ライフ・バランスの実践を図る。 ◆産業医・産業保健スタッフにより，長時間労働面接を実施する。 	労働政策課 男女共同参画課 人事課
イ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ◆勤労者の生涯を通じた健康づくりに取り組む。 ◆勤労者のストレスチェックを実施する。 ◆中小企業における従業員の福利厚生の上など，安心して働き続けられる労働環境や勤労者福祉の充実を図る。 ◆国及び県と協力し，求職者や雇用促進等に取り組む事業者に向けた支援制度の周知を図るとともに，安心・安全な職場づくりについて情報提供を行う。 ◆倉敷市職員のメンタルヘルス対策事業を実施する。 ◆心の健康について出前講座を実施する。 ◆勤労者のメンタルヘルスに関する情報を発信する。（厚生労働省 「こころの耳」：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトをPRする。） 	公共職業安定所 事業所 労働政策課 男女共同参画課 人事課 健康づくり課 各保健推進室 保健課
ウ ハラスメント防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆様々なハラスメント，人権，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発，情報提供を充実させ，取組の必要性や方向性に関する理解の浸透を図る。 	公共職業安定所

4 令和3年度～7年度の重点的な取組

スローガン：市民一人ひとりがゲートキーパーになろう

自殺には、健康問題のみならず、家族問題や経済・生活上の問題、勤務問題等様々な要因が関与しており、そのサインはいつ誰に出されるか分かりません。

そのため、地域の様々な人に、自殺予防の必要性や、悩みを抱える人に気づき、声をかけ、話を傾聴するなど親身に対応することの大切さを伝えていくことが必要です。

そこで、第2期計画においても引き続き、重点的にゲートキーパー養成に取り組みます。

ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

【ゲートキーパーの役割】

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

「元気がない」、「口数が減った」、「食欲がない」など、家族や仲間のちょっとした変化に気づいて、声をかけます。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

相手の気持ちを尊重することが大切です。一方的に質問したり、急がせたりせず、本人が話す気になるまで、じっくり待ちます。話をしている時は耳を傾け聞きます。

つなぐ

早めに専門家などに相談するよう促す

必要に応じて専門家に相談することを勧めます。

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

引き続き相手を見守り、相談があればしっかりと受けとめます。

【それぞれの立場におけるゲートキーパーの役割】

専門的

【専門職（精神医療・専門機関）など】
高い専門性、問題解決

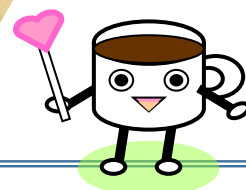
【医療・福祉・相談機関など】
問題の抽出、対応、連携

一般的

【住民組織・ボランティアなど】
見守り、気軽な相談、専門職などにつなぐ

それぞれの立場によって、ゲートキーパーに求められる役割は様々です。

住みよい倉敷市になるように、民生委員・愛育委員・くらしき心ほっとサポーターの皆さんもゲートキーパーの役割を担っています。



出典：厚生労働省ゲートキーパー養成研修用テキストを一部改変

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいか分からない」、「どのように解決したらよいか分からない」などの状況に陥ることがあります。

そのような悩みを抱えた人に、一人でも多くの市民がゲートキーパーとなり、支えることができるよう、倉敷市自殺対策ネットワーク会議を中心にゲートキーパーの役割を学ぶ機会の提供に努めます。

そして、市民一人ひとりがゲートキーパーとして自殺予防の主演となり、家族・地域の絆を強め、よりよい地域を目指します。

【ゲートキーパー養成研修について】

自殺の危険性の高い人の早期発見，早期対応を図るため，自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し，「ゲートキーパー」としての人材等を養成・育成する研修です。



【研修内容】

- ・ 倉敷市の自殺者の現状
- ・ ゲートキーパーの必要性
- ・ ゲートキーパーの役割 等
概ね30分程度の講座です



講座は、何度でも受講できます。

ゲートキーパーの役割
「気づき・声かけ」「傾聴」「つなぐ」「見守り」について理解を深めていき、身近な人の支えとなります。

受講者自身がゲートキーパー養成研修に関わることもできます。

研修で使用している資料ファイル（受講者証保管ケース兼）



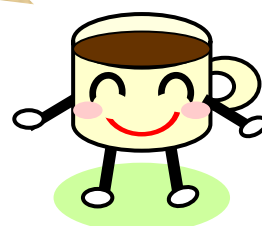
相談窓口カード（表）

心の健康相談をお受けしています～		
倉敷市保健所 保健課精神保健係	086-434-9823	8時30分～17時15分 (土日祝、年末年始は休み)
倉敷保健推進室	086-434-9822	
児島保健推進室	086-473-4371	
玉島保健推進室	086-522-8113	
真備保健推進室	086-698-5111	
水島保健推進室	086-446-1115	
岡山いのちの電話協会	086-245-4343	24時間年中無休
よりぞいホットライン	0120-279-338	

相談窓口カード（裏）

～多重債務でお困りの方へ～ ◎相談は無料です！ (いずれも土日祝、年末年始は休み)		
倉敷市消費生活センター	086-426-3115	9時～16時
倉敷市生活安全課 (法律相談予約)	086-426-3111	8時30分～17時15分
倉敷法律相談センター	予約受付番号	予約受付時間
ルゾ ヌラ金被害救済センター	086-234-5888	9時～17時
くらしき総合相談センター	086-435-3533	17時～19時

悩みを抱えた方から助けを求められた時に、相談窓口の情報提供ができるようゲートキーパー養成研修時に「相談窓口カード」をお渡ししています。また、必要に応じて相談機関につなぐことや、相談機関からの助言を受けながらの見守りを願っています。



参考資料

○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成

果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養^{かん}等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

※本計画では、令和3月3月時点の法を資料として掲載しています。

○倉敷市自殺対策基本条例

平成26年12月22日

条例第76号

改正 平成28年9月29日条例第56号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条）

第3章 推進体制（第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

倉敷市民憲章にもうたわれているとおり、市民一人ひとりが、人をたいせつにし、夢と安らぎのあるあたたかい社会を築くこと、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、我が国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移し、自殺が重大な社会問題となっています。

自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死であります。

そのため、自殺を個人の問題としてだけでなく、社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた取組、相談・支援体制の整備など、生きることを支えるための社会的な取組の充実が求められています。

本市では、平成24年8月20日に「自殺」、「虐待」、「ドメスティック・バイオレンス」等の課題に総合的に取り組むため、倉敷市「生きる支援」推進本部を立ち上げ、市民の命を守る施策を推進しています。

このまちで暮らす市民一人ひとりが自殺への理解を深め、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる倉敷市をつくるために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、倉敷市（以下「市」という。）においても自殺が社会問題となっている状

況に鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進することにより、市民一人ひとりがかげがえのない命を大切に、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とします。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければなりません。

2 自殺対策は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱に定められた自殺総合対策における基本認識を踏まえ、自殺は防ぐことができる社会的な問題として取り組まなければなりません。

3 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければなりません。

4 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければなりません。

5 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければなりません。

6 自殺対策は、市民が共に支え合う地域づくりを促進するという観点から、地域の実情に即したきめ細かな施策として実施されなければなりません。

7 自殺対策は、市、国、岡山県、医療機関、福祉関係機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国、岡山県及び関係機関と連携し、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとします。

2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する市民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、市民の経済的及び精神的な問題のほか、生活上の悩みに関する相談等について、各

種窓口の充実及び業務の連携により適切な対応をするものとします。

4 市は、市内における自殺の実態に応じて、自殺問題に関する状況及び情報について分析し、緊急的な対策を要するものについては、速やかに対応するものとします。

5 市は、自殺対策の担い手である市職員等が心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとします。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その雇用する労働者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

2 福祉、医療、教育等の対人サービスを提供する事業主は、特に自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携しながら、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

(学校等の責務)

第5条 学校等は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童、生徒又は学生の心身の健康を保持するとともに、教職員等が心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

2 学校等は、命の尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとします。

3 学校等は、児童、生徒又は学生からの心の迷い等のサインを見逃すことなく、適切に対処するものとします。

4 学校等は、いじめと自殺との因果関係を過小に評価することなく、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめの対策に万全を期するものとします。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺対策に深い関心と正しい理解を持ち、一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう努めるものとします。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視及び評価をするとともに、積極的に提言を行うものとします。

2 議員は、自殺に対する正しい理解を深めるため、市等が開催する研修会等に積極的に参加するものとします。

3 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持ち、自殺対策に積極的に取り組むものとします。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周辺の人々の名誉及び心情並びに生活の平穩に十分配慮しなければなりません。

(財政上の措置)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を含めた各種の措置を講じなければなりません。

(報告及び公表)

第10条 市は、毎年度、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表しなければなりません。

第2章 基本的施策

(自殺対策基本計画の策定)

第11条 市は、この条例の目的を達成するため、自殺対策基本計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する施策を推進するものとします。

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人ひとりの気付きと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神科医療が受けられる体制の整備
- (6) 自殺防止のための社会的取組の強化
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

第3章 推進体制

(倉敷市自殺対策ネットワーク会議の設置)

第12条 市は、自殺対策が関係機関による密接な連携の下に実施されるようにするため、倉敷市自殺対策ネットワーク会議を設置し、計画の着実な推進に努めるものとします。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

○倉敷市自殺対策基本計画審議会条例

平成27年3月18日

条例第8号

(目的及び設置)

第1条 倉敷市自殺対策基本条例(平成26年倉敷市条例第76号)第11条の規定に基づく自殺対策基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、倉敷市自殺対策基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関又は関係団体から推薦された者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

倉敷市自殺対策基本計画（第2期）審議会委員名簿

◎は会長 ○は副会長

氏名	所属・職名
いけうち ちづる 池内 知鶴	岡山県産業看護部会・会長
いしい あつこ 石井 敦子	倉敷市高齢者支援センター職員連絡会・副会長
いのうえ ともこ 井上 倫子	倉敷市愛育委員会連合会・会計
○ いまい ひろゆき ○ 今井 博之	倉敷市連合医師会・副会長
くさかり ゆうこ 草苺 祐子	岡山いのちの電話協会・事務局長
すなだ としみ 砂田 トシミ	倉敷市民生委員児童委員協議会・監査
たかせ まさと 高瀬 真知	岡山県精神科医療センター・東古松サント診療所所長
つばい かずみち 坪井 一倫	倉敷労働基準監督署・副署長
はなふさ あつし 花房 淳	倉敷市中学校長会・児島中学校長
はら ゆきのり 原 幸徳	岡山弁護士会・弁護士
ふくおか としお 福岡 敏雄	倉敷中央病院・副院長
ふじやま やすこ 藤山 康子	くらしき心ほっとサポーター・水島地区会長
◎ みやかわ たけし ◎ 宮川 健	川崎医療福祉大学・副学長
もりなが えいじ 森永 英治	岡山県司法書士会・司法書士
わかばやし あきお 若林 昭雄	倉敷市議会保健福祉委員会・副委員長

[50音順, 敬称略]

* オブザーバー：岡山県自殺対策推進センター 担当者

○倉敷市自殺対策ネットワーク会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 倉敷市自殺対策基本条例（平成26年倉敷市条例第76号）第12条の規定に基づき、庁内及び関係機関との連携強化を図り、自殺対策基本計画を推進するために、倉敷市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議には、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策基本計画の推進に関すること。
- (2) 自殺問題における庁内及び関係機関の連携強化に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び別表に掲げるものを構成員として組織する。

- 2 会長は、倉敷市保健所所長をもって充て、会務を総務する。
- 3 副会長は、保健課課長をもって充て、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 ネットワーク会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第5条 ネットワーク会議に関する事務は、倉敷市保健所 保健課 精神保健係において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

別表

ネットワーク会議参加機関

	参加機関
倉敷市役所内	企画経営室, 市民活動推進課, 人事課, 市民課, 生活安全課, 消費生活センター, 男女共同参画課, 納税課, 保健福祉推進課, 福祉援護課, 生活福祉課, 障がい福祉課, 子育て支援課, 子ども相談センター, 健康長寿課 (地域包括ケア推進室), 介護保険課, 国民健康保険課, 保健課, 健康づくり課, 商工課, 労働政策課, 住宅課, 警防課, 指導課, 生涯学習課, 青少年育成センター
倉敷市役所外	警察署 (倉敷・児島・玉島・水島), 倉敷市連合医師会 (兼産業医会), 病院協会, 救急医療機関, 精神科医療機関, 岡山県司法書士会, 岡山弁護士会, 倉敷中央公共職業安定所, 民生委員・児童委員協議会, 愛育委員会連合会, 商工会議所, 岡山県産業看護部会, 岡山県備中保健所, 倉敷市議会, 倉敷市社会福祉協議会, 高齢者支援センター

「生きる」を支えるくらしきプラン

令和3年3月発行

発行 倉敷市

編集 倉敷市保健所 保健課

〒710-0834 岡山県倉敷市笹沖170番地

電話 (086) 434-9823

FAX (086) 434-9805
